

第二次 坂井市 一般廃棄物処理 基本計画（ごみ）



令和2年3月



目 次

第1章	計画の基本的事項	1
1.1.	計画策定の趣旨	1
1.2.	計画対象地域.....	1
1.3.	計画の目標年度.....	1
1.4.	計画の位置づけ.....	2
1.5.	計画の構成	3
第2章	ごみ処理の現状について	4
2.1.	本市の概況	4
2.2.	本市のごみ処理の現状	8
2.3.	現行計画の目標達成状況	29
2.4.	上位計画・関連計画	31
2.5.	現状における課題.....	33
第3章	ごみ処理基本計画	35
3.1.	基本理念	35
3.2.	ごみ処理の基本方針	36
3.3.	本計画の削減目標.....	37
3.4.	基本計画	42
第4章	計画の推進に向けて	51
4.1.	計画の周知	51
4.2.	計画の進行管理.....	51

第1章 計画の基本的事項

1.1. 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

本市は、平成22年1月に「坂井市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、その後、平成27年3月に「坂井市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」（以下、「現行計画」という。）を策定しました。そして、現行計画は目標年度が平成31年度となっていることから、この度、「第二次坂井市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）の策定を行います。

なお、廃棄物処理法第6条第2項では以下に示すとおり、基本計画で定める事項が示されています。

廃棄物処理法第6条第2項

一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

1.2. 計画対象地域

本計画は、坂井市全域を対象とします。

1.3. 計画の目標年度

本計画の計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間としています。

また、中間目標年度を5年後の令和6年度とし、社会情勢や本計画の進捗状況などを考慮した上で、計画の推進に支障をきたす事項が認められる場合においては、随時、計画内容の見直しを行うものとしています。

なお、環境省が平成28年9月に改定した「ごみ処理基本計画策定指針」（以下、「策定指針」という。）において、基本計画は、概ね5年ごとに改定する旨が示されています。

1.4. 計画の位置づけ

本計画の国、県、市の様々な上位計画、関連計画との位置づけは次のとおりです。

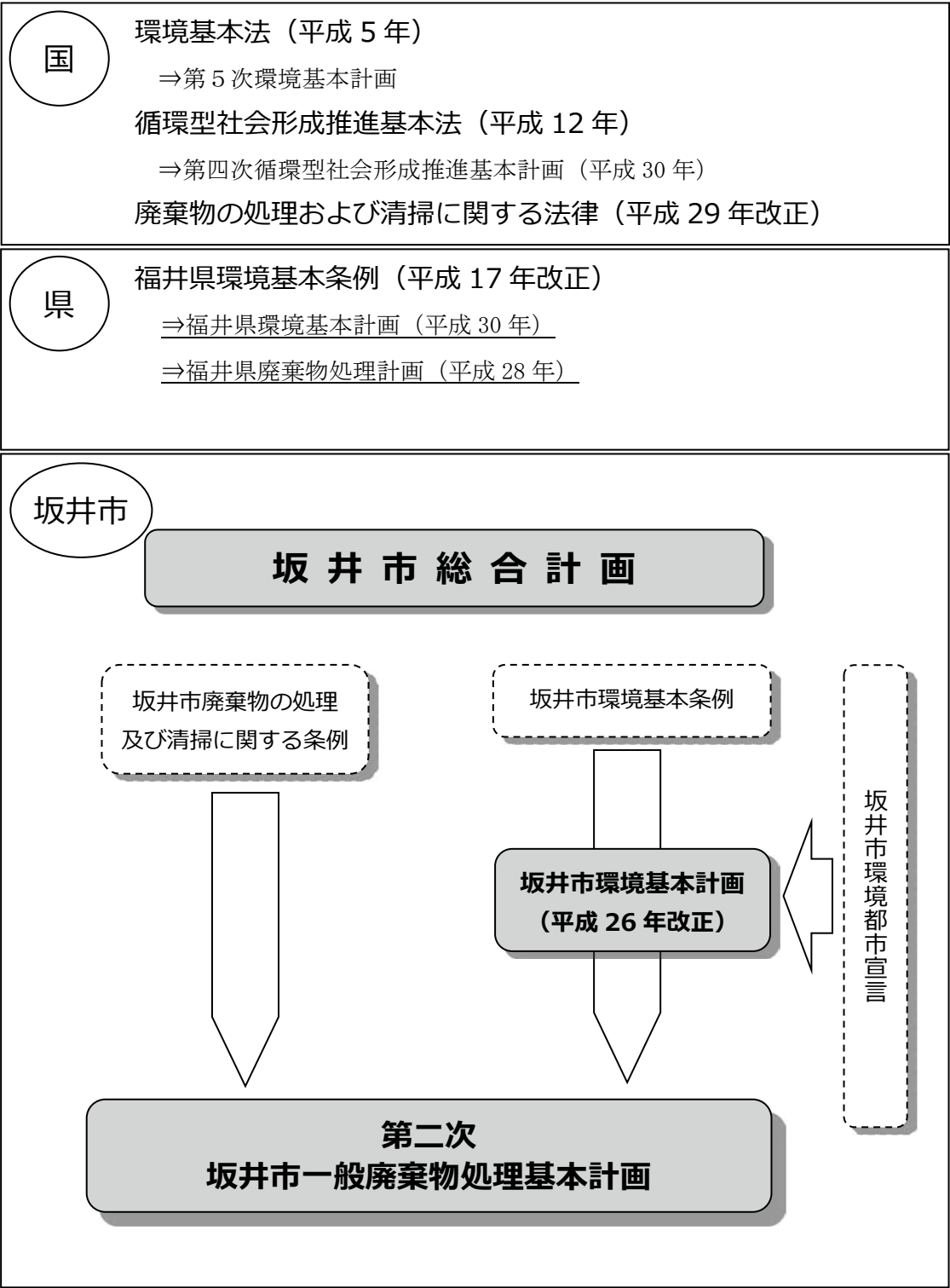


図 1-1 上位計画及び関連計画

1.5. 計画の構成

本計画の構成は以下のようになっています。

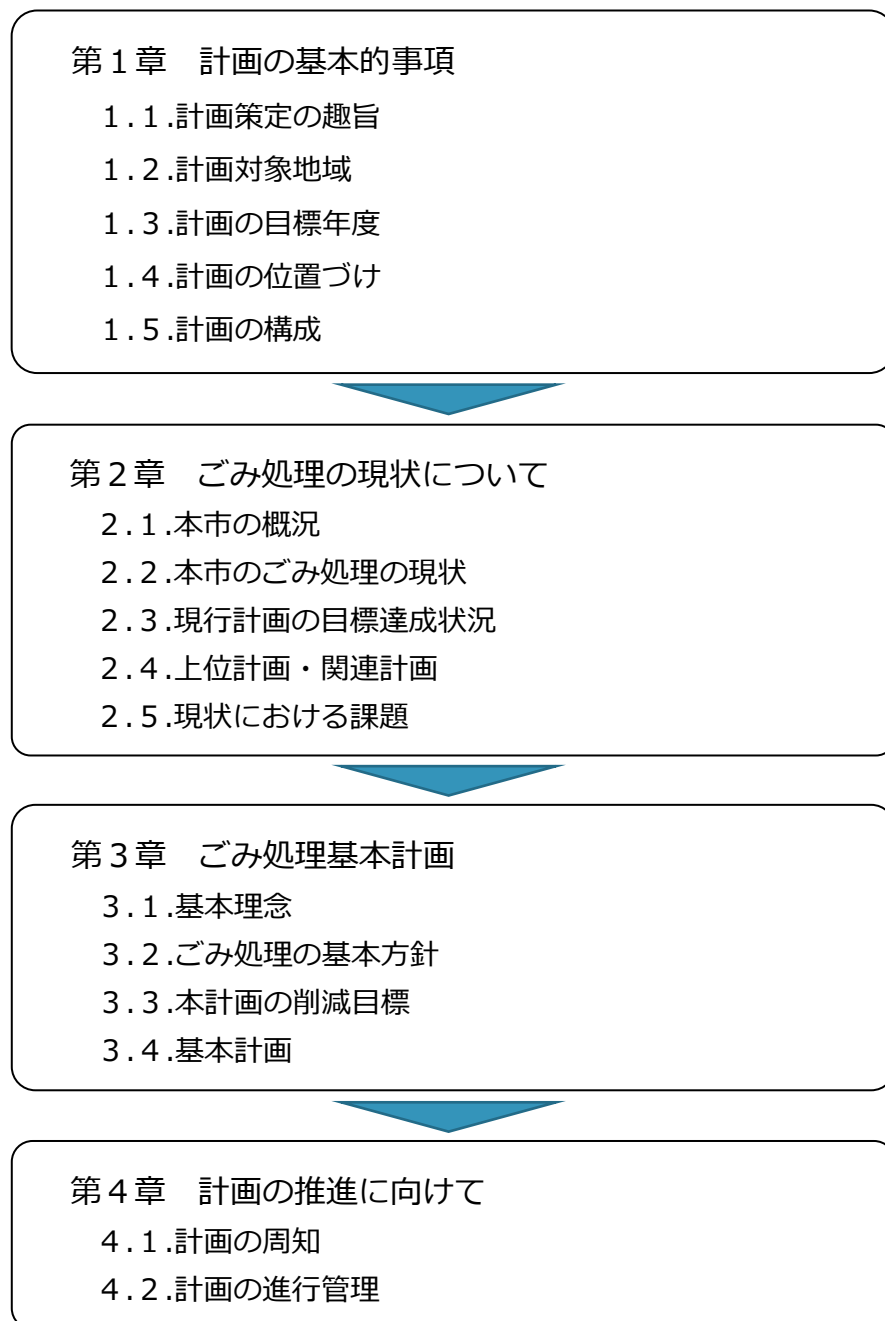


図 1-2 第二次坂井市一般廃棄物処理基本計画の構成

第2章 ごみ処理の現状について

2.1. 本市の概況

2.1.1. 位置

本市は、福井県の北部に位置しており、西部は日本海に面し、東部は勝山市、北部はあわら市および石川県加賀市、南部は福井市および永平寺町にそれぞれ接しています。

市域は、東西方向に細長く、南北約 17 km に対して東西に約 31 km の長さを持ち、総面積は約 210 km² で、県内の市町では 9 番目の広さです。



図 2-1 坂井市の位置

2.1.2. 地勢

本市の地形は東高西低であり、東部には浄法寺山（標高 1,053m）や丈競山（標高 1,045m）といった 1,000m 級の山々が連なります。中央部には県内最大の穀倉地帯である坂井平野が広がっており、広大な田園風景が見られます。西部は日本海に面しており、国の名勝・天然記念物に指定されている東尋坊周辺は荒々しい岩肌の柱状節理が 1 km に渡って続いているほか、砂丘地なども見られます。

また、南部から西部にかけては、県を代表する河川である一級河川九頭竜川が流れており、市内に源流をもつ竹田川や兵庫川などが河口付近で九頭竜川に合流しています。

2.1.3. 人口・世帯数

本市の平成 27 年の人口は 90,280 人（国勢調査）で、昭和 55 年に比べて 14,297 人（約 19%）増加しています。町ごとでは、丸岡町が最も多く 31,806 人、坂井町が最も少なく 12,821 人（いずれも平成 27 年）となっています。

また、世帯数では、平成 27 年が 29,454 世帯で、昭和 55 年に比べて 10,318 世帯（約 54%）増加しています。町ごとでは、丸岡町・春江町が著しく増加（約 68% 以上）しており、福井市街に近接する南東部において都市化が著しいことがうかがえます。

全体的な傾向として、人口は平成 17 年をピークに減少しており、世帯数は増加し続けていることから、1 世帯あたりの構成人数が減少していることがわかります。

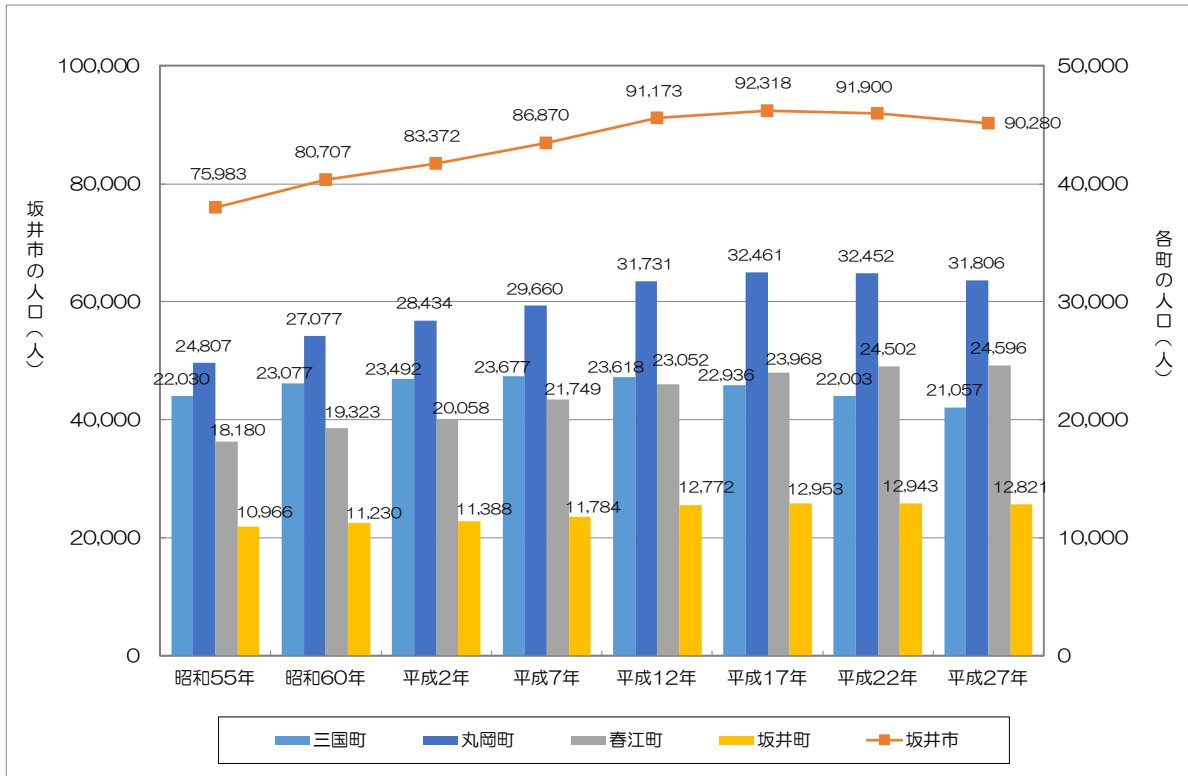


図 2-2 人口の推移

資料：坂井市統計年報

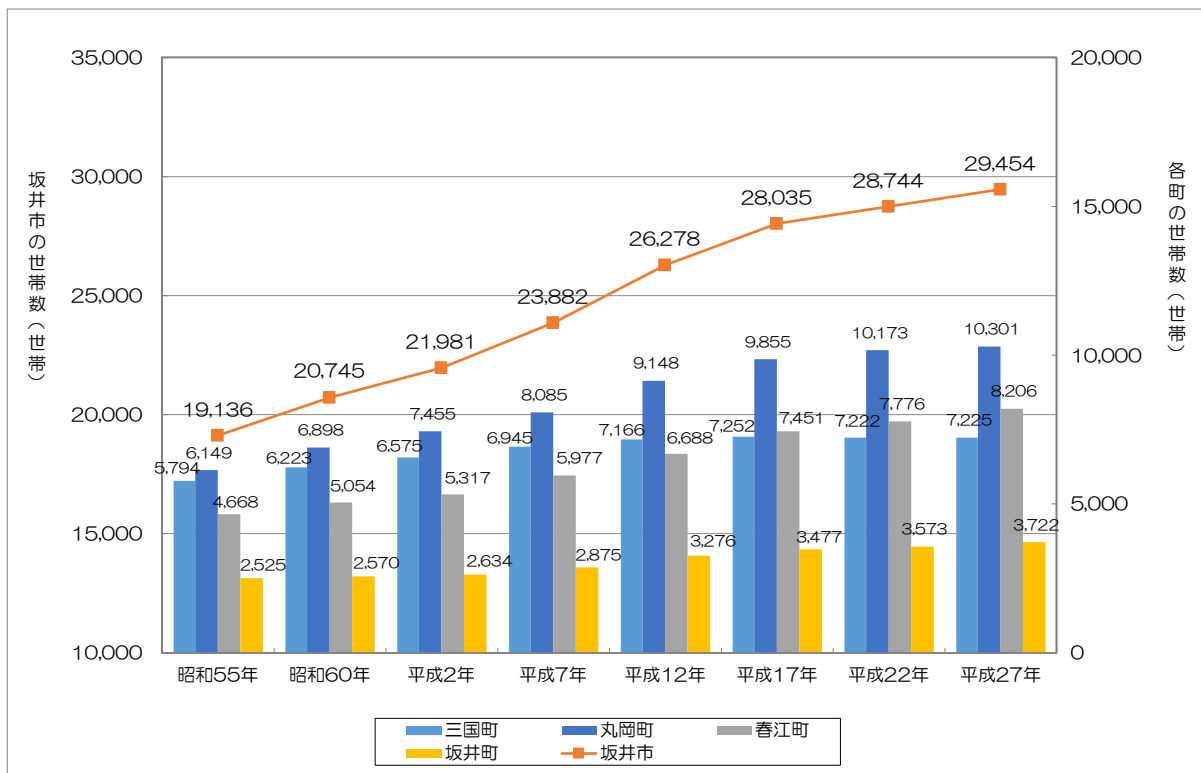


図 2-3 世帯数の推移

資料：坂井市統計年報

2.1.4. 人口動態

自然動態では、平成 16 年までは出生が死亡を上回っていましたが、近年は死亡数の方が多いなっています。社会動態では、平成 13 年ごろまでは転入が転出を大きく上回っていましたが、近年は転入と転出の差がほとんどみられなくなっています。このようなことから、かつてのよ
うな人口増加傾向から人口減少へと転じていることがわかります。

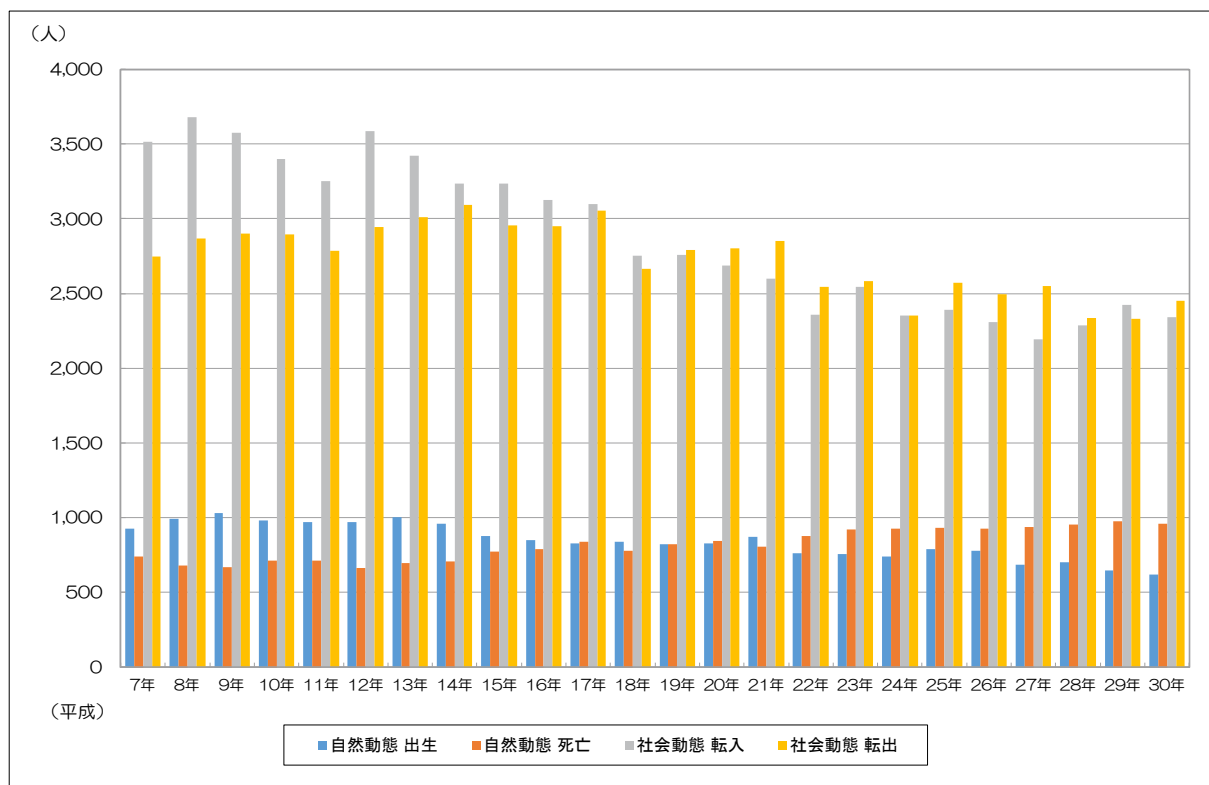


図 2-4 人口動態の推移

資料：坂井市統計年報

2.1.5. 産業別就業人口

平成 27 年の就業人口は 47,726 人で、総人口の約 53%を占めています。経年的には第 1 次産業が最も少なく、第 3 次産業が増加する傾向にあります。

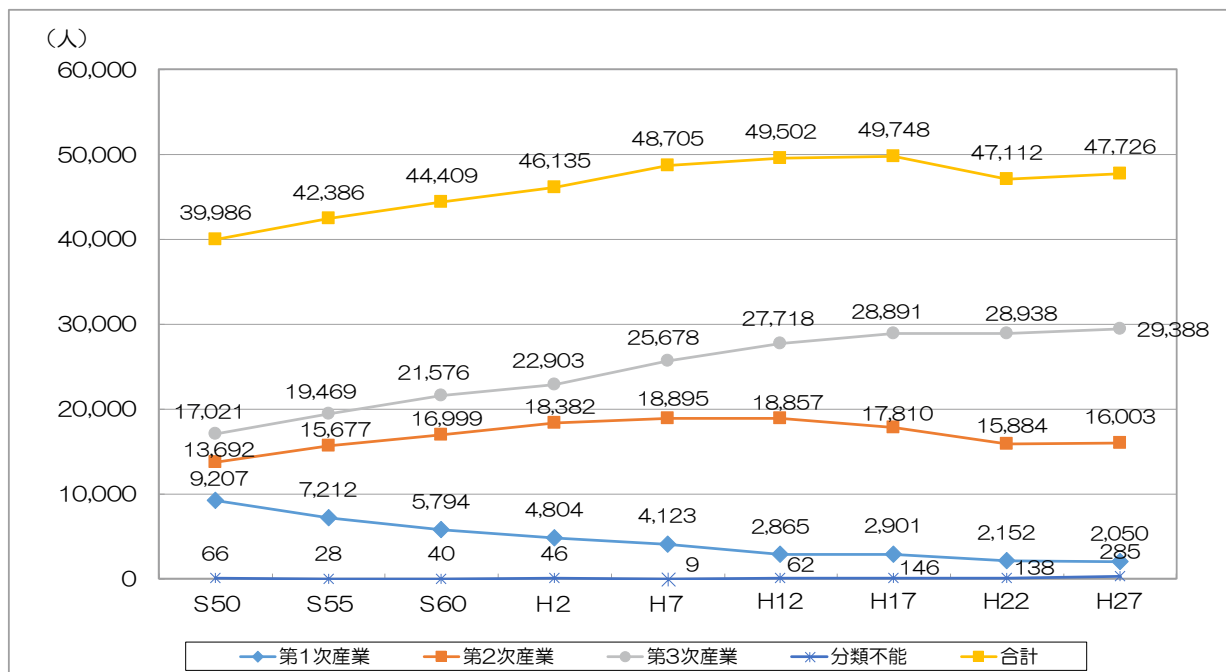


図 2-5 産業別就業人口の推移

資料：国勢調査

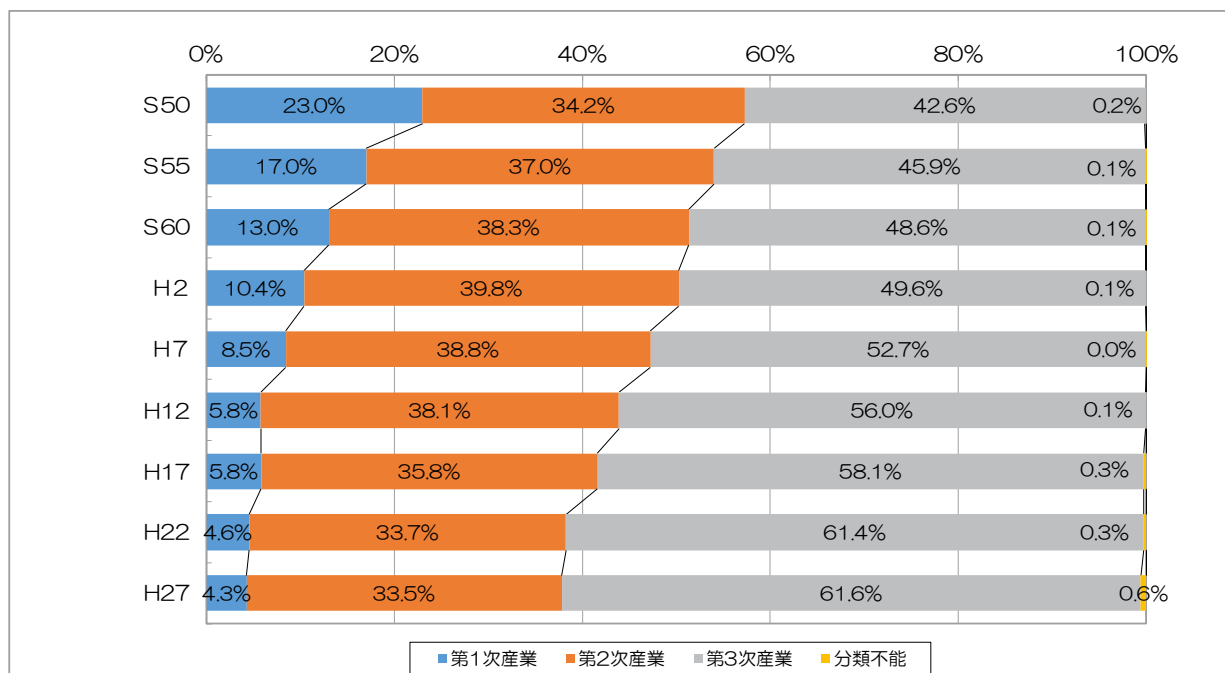


図 2-6 産業別就業人口構成比の推移

資料：国勢調査

2.2. 本市のごみ処理の現状

2.2.1. ごみ処理体系

本市では、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみについては、広域圏清掃センターに搬入し、資源ごみを選別した後、焼却または破碎処理を行い、残さを広域圏最終処分場で埋立処分しています。なお、粗大ごみ、不燃ごみについては、破碎処理後、資源物の選別・抽出を行っています。

資源ごみのうち、空きビンやペットボトル、有害ごみのスプレー缶、乾電池・蛍光灯は、一旦広域圏清掃センターに搬入した後、民間事業者へ委託してリサイクル処理を行っています。

空き缶、プラスチック製容器包装類、ビールビン・一升ビン、古紙類、小型家電・廃家電、廃食油は、委託している民間事業者が回収しリサイクル処理を行っています。

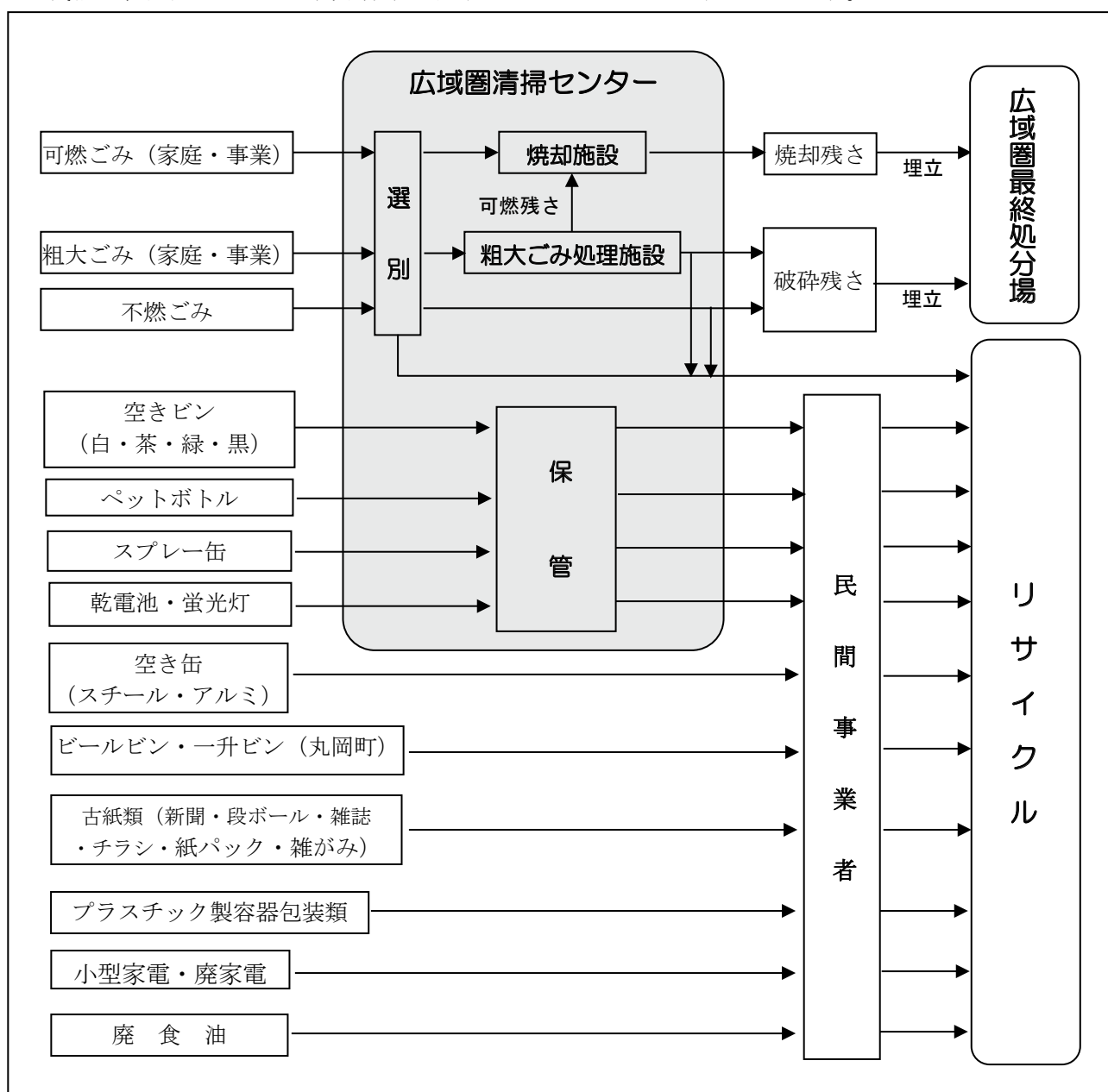


図 2-7 ごみ処理体系のフロー

2.2.2. ごみ分別区分

本市のごみ分別区分は表 2-1 に示すとおりであり、三国町・丸岡町・春江町・坂井町の旧町単位で分別区分が異なっています。

また、丸岡町は、拠点回収方式で資源ごみを回収しており、缶類やビン類を他町より細かく種類分けしていることから、最も分別区分が多くなっています。

近年における分別区分の変更としては、平成 26 年度から小型家電、平成 28 年度から雑がみの回収を新たに専用のボックスを公共施設等に設置して行っています。また、平成 31 年からは、使い捨てライターについて、燃やせるごみとしての回収から公共施設に設置したコンテナによる回収に変更しました。

表 2-1 町ごとのごみ収集における分別区分

区分	三国町	丸岡町	春江町	坂井町
可燃	もやせるごみ	もやせるごみ	もやせるごみ	もやせるごみ
不燃	もやせないごみ	もやせないごみ	もやせないごみ	もやせないごみ
資源ごみ	缶類	缶類	缶類	缶類
	空き缶	飲料用アルミ缶	空き缶	空き缶
		飲料用スチール缶		
		その他の缶		
	ビン類	ビン類	ビン類	ビン類
	白ビン	白ビン	白ビン	白ビン
	茶ビン	茶ビン	茶ビン	茶ビン
	緑ビン	緑ビン	緑ビン	緑ビン
	黒ビン	黒ビン	黒ビン	黒ビン
		ビールビン		
		一升ビン		
	紙類	紙類	紙類	紙類
	新聞	新聞	新聞	新聞
	段ボール	段ボール	段ボール	段ボール
有害ごみ	雑がみ	雑がみ	雑がみ	雑がみ
	紙パック	紙パック		
その他	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル
	プラスチック製容器包装類	プラスチック製容器包装類	プラスチック製容器包装類	プラスチック製容器包装類
その他	廃食油	廃食油	廃食油	廃食油
	スプレー缶	スプレー缶	スプレー缶	スプレー缶
その他	乾電池・蛍光灯・使い捨てライター	乾電池・蛍光灯・使い捨てライター	乾電池・蛍光灯・使い捨てライター	乾電池・蛍光灯・使い捨てライター
	粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ
その他	小型家電・廃家電	小型家電・廃家電	小型家電・廃家電	小型家電・廃家電

※網掛けは、他の地域と比べて分別品目が多いものを示す

資料：坂井市資料

2.2.3. 収集体制

家庭系ごみの分別区分や収集回数・排出方式・収集場所などは、合併以前の収集方式が継承されており、地域ごとに異なる形態での収集が実施されています。(表 2-2 参照)

表 2-2 収集の体制（令和元年 8 月末時点）

【三国町】				【丸岡町】									
品目			排出方式	収集回数	収集場所	品目		排出方式	収集回数	収集場所			
1	可燃ごみ		指定袋	2 回/週	ステーション	1	可燃ごみ		指定袋	2 回/週	ステーション		
2	不燃ごみ			1 回/月		2	不燃	割れ物	コンテナ	2 回/月	拠点		
3	空き缶					3		金属					
4	空きビン	白ビン	コンテナ			4	空き缶	缶（アルミ）	エコバッグ				
		5				茶ビン		缶（スチール）					
		6				緑ビン		缶（その他）					
		7				黒ビン		7	白ビン			コンテナ	
8	茶ビン	8	茶ビン										
9	緑ビン	9	黒ビン										
10	黒ビン	10	ビールビン										
11	ビールビン	11	一升ビン										
12	一升ビン	12											
8	ペットボトル		ネット	2 回/月	13	ペットボトル		ネット	2 回/月	拠点			
9	プラスチック製容器包装類		指定袋	14	プラスチック製容器包装類		指定袋						
10	紙類	新聞	紙ひも	随時	支所	15	新聞		エコバッグ	2 回/月	拠点		
11		段ボール				16	段ボール						
12		雑誌・チラシ		17	雑誌・チラシ								
13		紙バック		18	紙バック								
14	雑がみ		BOX	随時	支所	19	雑がみ		BOX			随時	支所
15	スプレー缶		コンテナ	1 回/月	ステーション	20	スプレー缶		コンテナ			2 回/月	拠点
16	乾電池・蛍光灯・ 使い捨てライター		BOX	随時	公共施設	21	乾電池・蛍光灯・ 使い捨てライター		BOX			随時	公共施設
17	廃食油					支所	22	廃食油					
18	可燃性粗大ごみ		持ち込み	1 回/年	自治会指定	23	可燃性粗大ごみ		持ち込み			1 回/年	自治会指定
19	金属製粗大ごみ					24	金属製粗大ごみ						
20	小型家電		BOX	随時	公共施設等	25	小型家電		BOX			随時	公共施設等
21	廃家電		コンテナ	2回/年		26	廃家電		コンテナ	2回/年			

【春江町】					【坂井町】						
品目			排出方式	収集回数	収集場所	品目			排出方式	収集回数	収集場所
1	可燃ごみ		指定袋	2 回/週	ステーション	1	可燃ごみ		指定袋	2 回/週	ステーション
2	不燃ごみ			1 回/月		2	不燃ごみ			1 回/月	
3	空き缶					3	空き缶				
4	空きビン	白ビン	コンテナ			4	空きビン	白ビン	コンテナ		
5		茶ビン				5		茶ビン			
6		緑ビン				6		緑ビン			
7		黒ビン				7		黒ビン			
8	ペットボトル		ネット	2 回/月		8	ペットボトル		ネット	2 回/月	
9	プラスチック製容器包装類		指定袋			9	プラスチック製容器包装類		指定袋		
10	紙類	新聞	紙ひも	随時	資源集団回収	10	新聞		紙ひも	随時	資源集団回収
11		段ボール				11	段ボール				
12		雑誌・チラシ				12	雑誌・チラシ				
13		雑がみ				BOX	随時	支所			
14	スプレー缶		コンテナ	1回/月	ステーション	14	スプレー缶		コンテナ	1 回/月	ステーション
15	乾電池・蛍光灯・ 使い捨てライター		BOX	随時	公共施設	15	乾電池・蛍光灯・ 使い捨てライター		BOX	随時	公共施設
16	廃食油					16	廃食油				
17	可燃性粗大ごみ		持ち込み	1 回/年	自治会指定	17	可燃性粗大ごみ		持ち込み	1 回/年	自治会指定
18	金属製粗大ごみ					18	金属製粗大ごみ				
19	小型家電		BOX	随時	公共施設等	19	小型家電		BOX	随時	公共施設等
20	廃家電		コンテナ	2回/年		20	廃家電		コンテナ	2回/年	

資料：坂井市資料

2.2.4. ごみ総排出量

本市のごみ総排出量（家庭系ごみ量＋事業系ごみ量＋資源集団回収量）は、概ね毎年 30,000t 前後で推移しています。近年は、平成 26 年度をピークに平成 27 年度から減少しています。

市民 1 人が 1 日に排出するごみの量は 880g/人・日前後で推移しており、平成 20 年から平成 22 年にかけて減少していましたが、その後再び増加し、近年は横ばいで推移しています。

町ごとに見ると、平成 30 年度は、三国町が 928g/人、坂井町が 943g/人となっており、他の地域より 10～20%程度多くなっています。

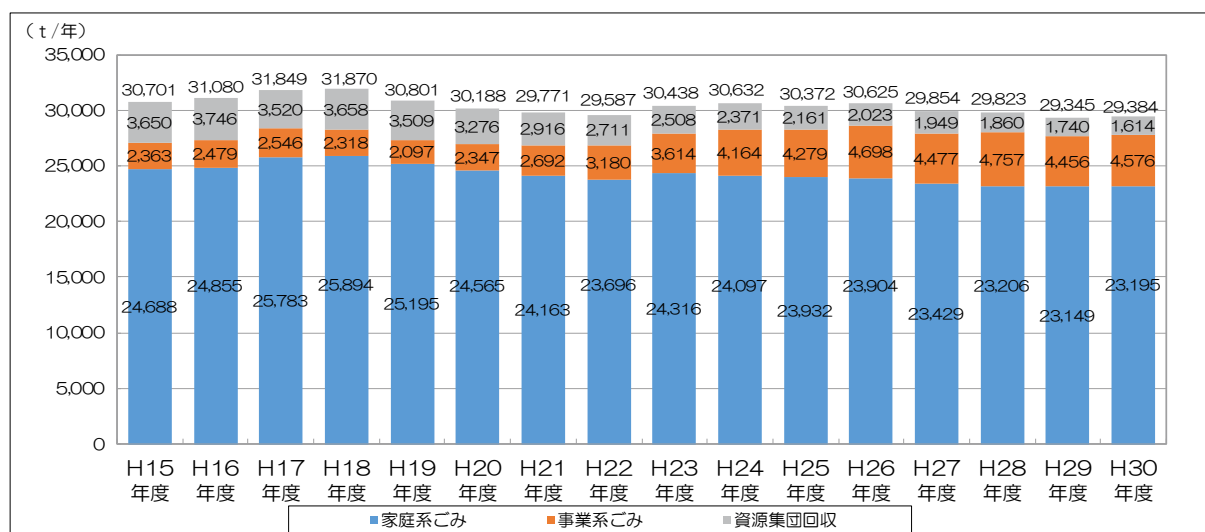


図 2-8 本市のごみ総排出量の推移

資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）

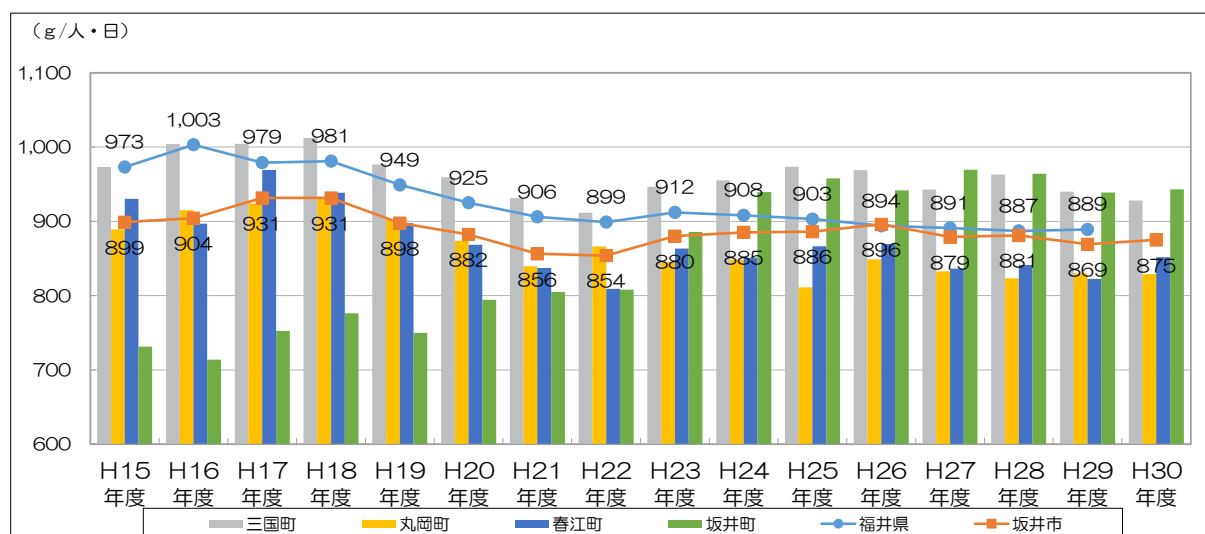


図 2-9 本市の 1 人 1 日平均排出量の推移

資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）

2.2.5. 区分ごと の排出量

可燃ごみは、平成 24 年度以降毎年 24,000t 前後で概ね横ばいに推移しています。

不燃ごみ、資源ごみについては減少傾向にあり、特に資源ごみについては、平成 19 年度から平成 30 年度までの 12 年間で約 44%減少しています。

また、粗大ごみについては平成 24 年度以降毎年 1,900t 前後で推移しています。

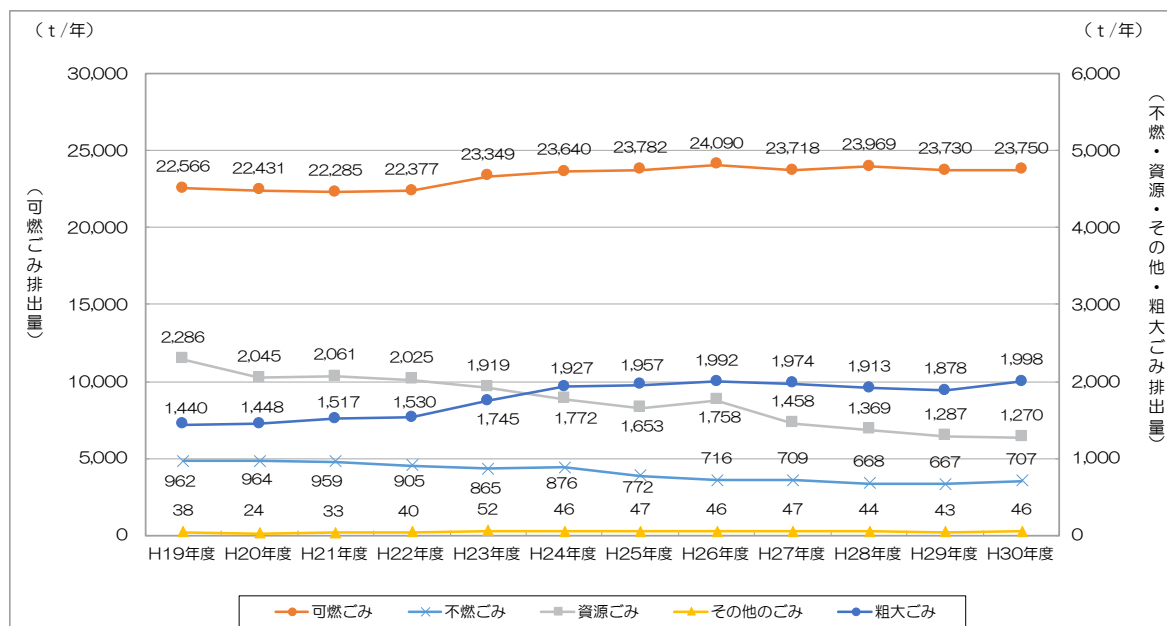


図 2-10 本市の分別区分ごとのごみ排出量の推移

資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）

2.2.6. 家庭ごみの組成分析結果

ここでは、平成 28 年 7 月に実施した市内の家庭から排出されるごみの組成分析の結果を示します。本市のごみ組成の割合は紙類が最も多く（約 37%）、次いで厨芥類（約 29%）、プラスチック類（約 19%）となっています。それぞれ最も多いのは、紙類が新聞・広告（約 20%）、厨芥類が調理くず・残飯類（約 78%）、プラスチック類がプラスチック製容器包装（約 35%）となっています。ごみ組成分析の結果を地区別に比較すると、紙類、木竹類、繊維類の割合が地区によって異なっていることがわかります。

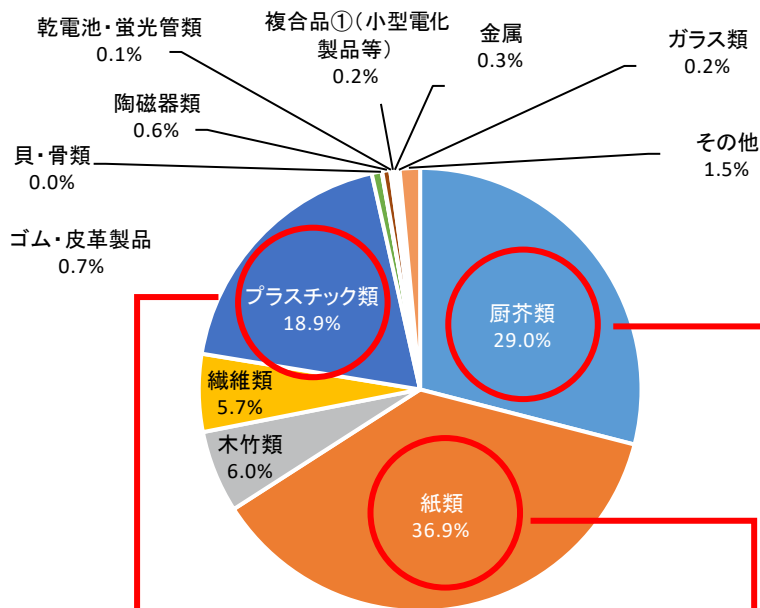


図 2-11 家庭ごみ組成割合 (重量比)
資料：坂井市

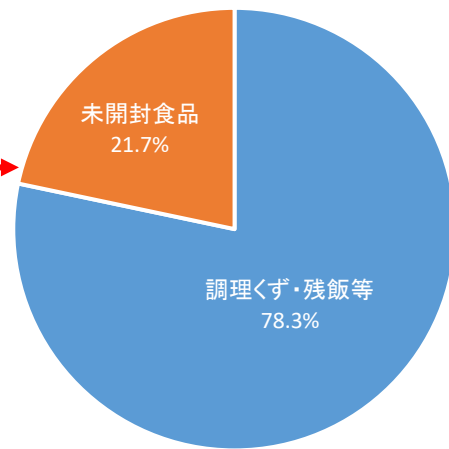


図 2-12 厨芥類の組成
資料：坂井市

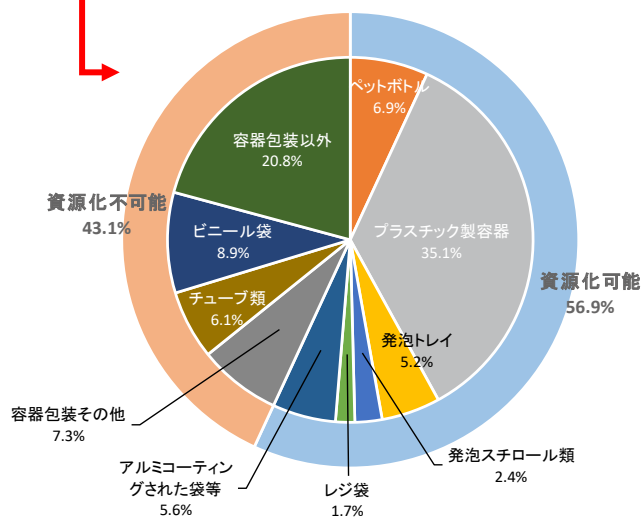


図 2-13 プラスチック類の組成
資料：坂井市

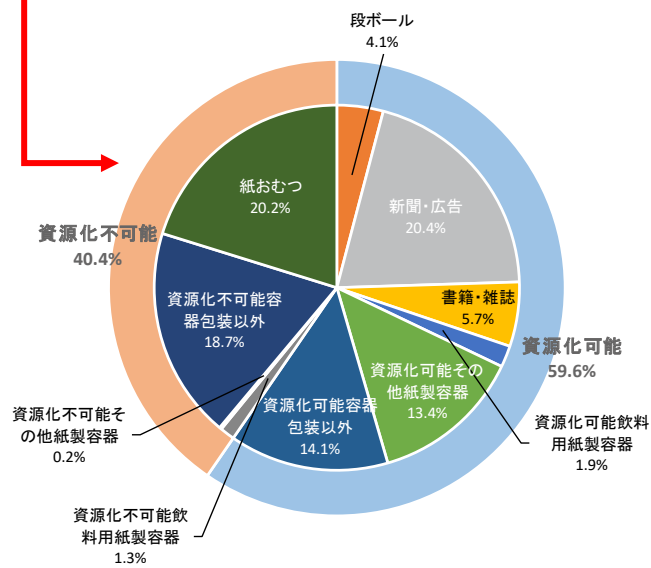


図 2-14 紙類の組成
資料：坂井市

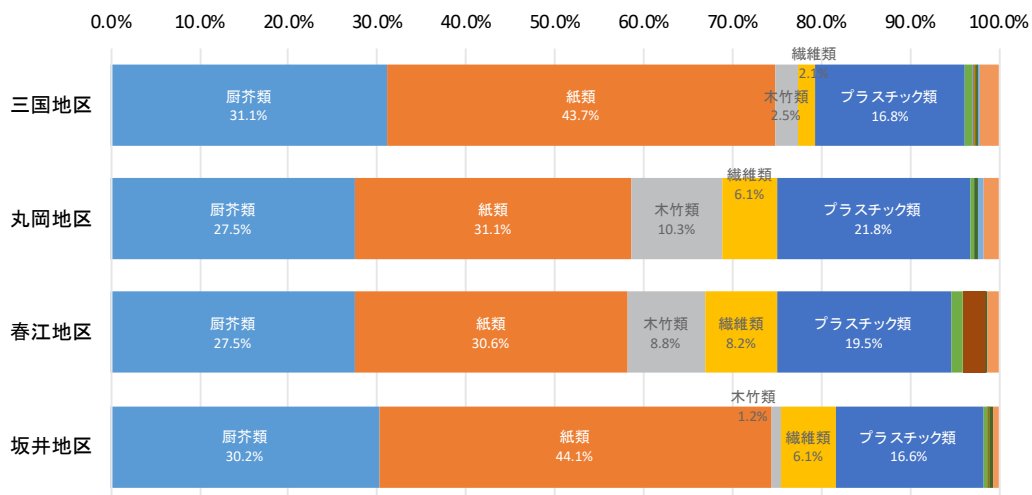


図 2-15 地区別のごみ組成割合の比較 (重量比)

資料：坂井市

2.2.7. 中間処理施設

本市は、福井市・あわら市・永平寺町との3市1町で広域共同事業としてごみ処理を行っています。

本事業では、昭和47年度にあわら市笹岡に清掃センターを建設し、昭和48年に破碎（粗大ごみ）処理施設が、昭和49年に焼却施設が操業を開始しました。その後、施設の老朽化により、新清掃センターおよび最終処分場の整備を行い現在に至っています。なお、平成26年度から3か年で、大規模改修や計装機器類の更新などの基幹的設備改良工事を実施し、施設の長寿命化を図りました。

【福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターの概要】

- ・所在地 あわら市笹岡 33-3-1
- ・敷地面積 20,200m²
- ・施設規模 焼却炉 74 t / 24 h × 3 基 = 222 t / 24 h
粗大ごみ処理施設 90 t / 5 h × 1 基
- ・構造 鉄筋コンクリート造および鉄骨造
一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階建て
- ・焼却炉形式 全連続燃焼式焼却炉
- ・破碎機形式 回転式破碎機
- ・公害防止装置 乾式有害ガス除去装置 ろ過式集塵機
- ・燃焼ガス冷却 自然循環ボイラー（ハーフボイラー）＋水噴射ガス冷却

【福井坂井地区広域市町村圏事務組合最終処分場の概要】

- ・所在地 あわら市御簾尾、矢地、笹岡地係
- ・敷地面積 41,300m²
- ・埋立容積 231,000m³
- ・埋立期間 令和10年度まで
- ・埋立廃棄物 焼却残さ、破碎残さ
- ・遮水壁規模 壁長 201.6m
- ・浸出水調整池 容量 9,700m³
- ・洪水調整池 容量 19,100m³
- ・浸出水処理施設
 - 設備規模 鉄筋コンクリート造
 - 処理能力 200m³/日
 - 処理方式 Ca除去処理、生物処理（酸化・硝化・脱窒）＋凝縮沈殿＋砂ろ過＋活性炭＋減菌

2.2.8. 処理・処分量の実績

福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターにおける処理・処分量の実績を図 2-16、図 2-17 に示します。この数値は、清掃センター全体の量を各構成市町の人口等により按分したものととなっています。

これによると、本市の直接焼却量は 23,000～24,000 t/年、粗大ごみ（破碎）処理量は 2,500～2,800 t/年で概ね横ばいに推移しています。

最終処分量は平成 26 年度から 27 年度にかけて増加しています。

また、平成 27 年度以降は、焼却残さ量と処理残さ量を合わせて計量した数値となっています。

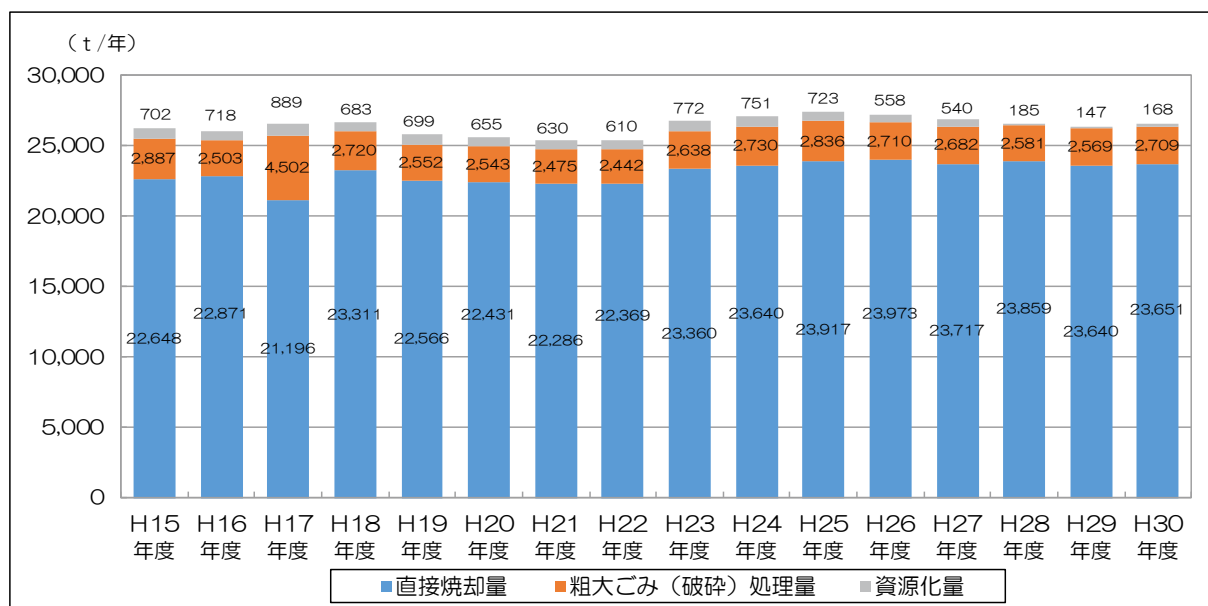


図 2-16 本市のごみ処理量の推移

資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）

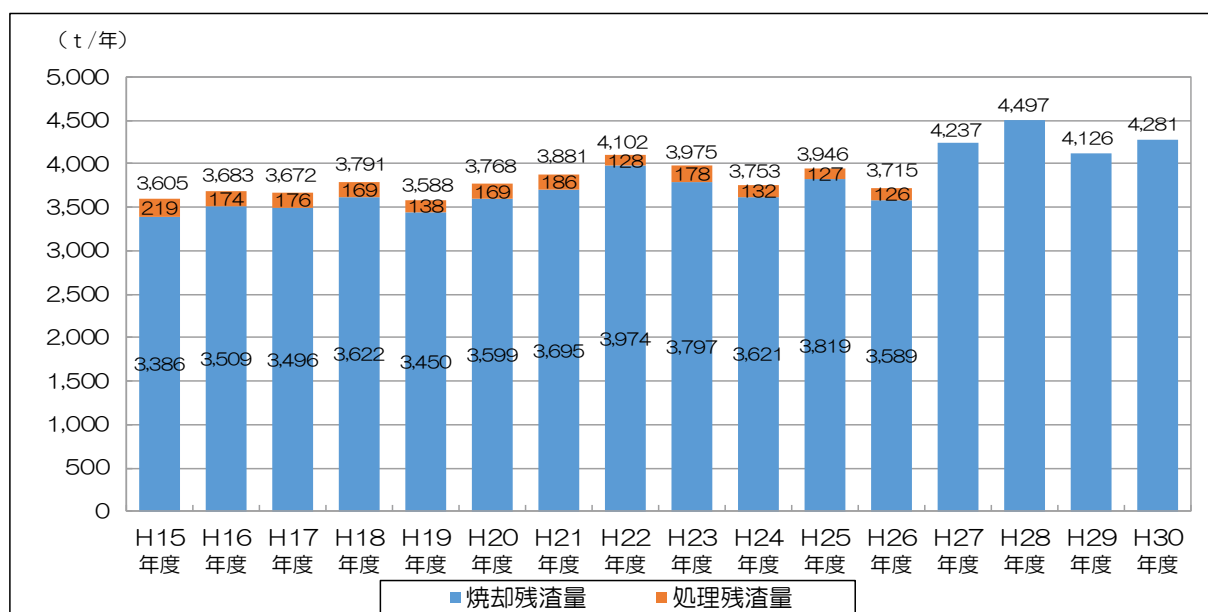


図 2-17 本市の最終処分量の推移

資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）

2.2.9. リサイクル率の推移

①収集方法別のリサイクル率

本市のリサイクル率は、平成 20 年度以降低下しており、平成 30 年度には 11.4%まで低下しています。

近年における収集方法別のリサイクル量を見ると、中間処理後再生利用量については大きな変化がありませんが、直接資源化量、資源集団回収が平成 20 年頃から低下しています。

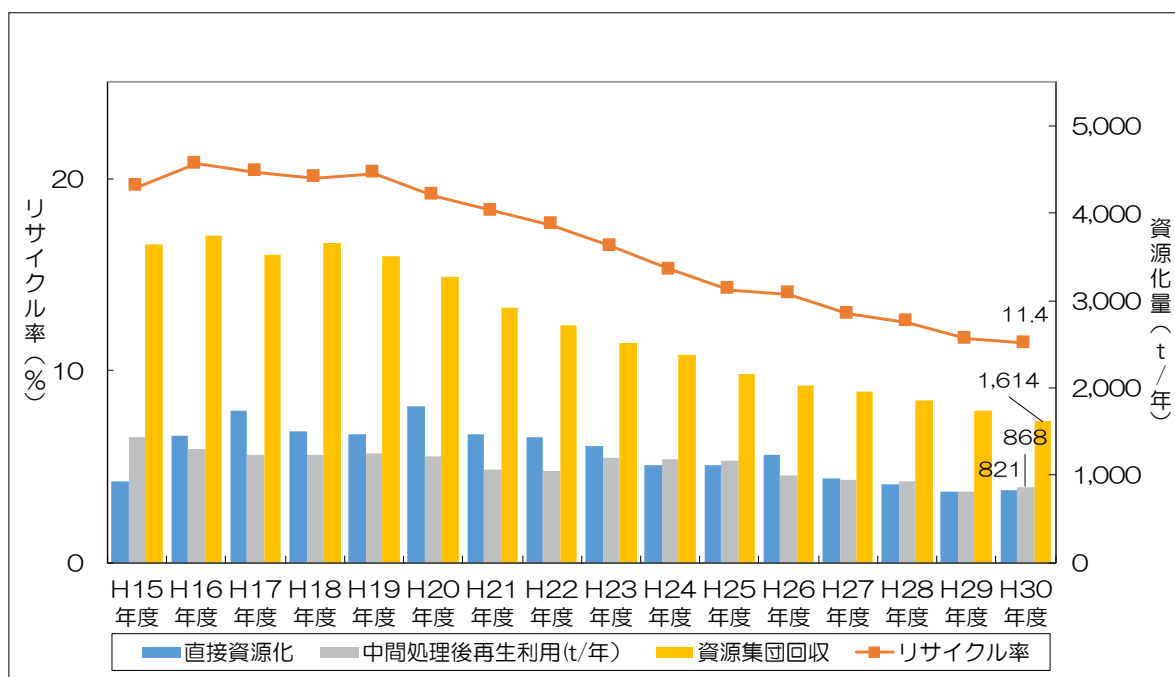


図 2-18 収集方法別のリサイクル率の推移

資料：坂井市資料

表 2-3 収集方法別の資源化率の推移

年度	リサイクル率 (%)	直接資源化 (t/年)	中間処理後再生利用 (t/年)	資源集団回収 (t/年)
H15年度	19.5	933	1,442	3,650
H16年度	20.8	1,443	1,302	3,746
H17年度	20.3	1,730	1,224	3,520
H18年度	20.0	1,498	1,224	3,658
H19年度	20.3	1,475	1,256	3,509
H20年度	19.1	1,795	1,218	3,276
H21年度	18.3	1,464	1,071	2,916
H22年度	17.6	1,439	1,041	2,711
H23年度	16.5	1,332	1,198	2,508
H24年度	15.2	1,115	1,177	2,371
H25年度	14.2	1,114	1,171	2,162
H26年度	14.0	1,238	996	2,023
H27年度	12.9	958	952	1,949
H28年度	12.5	891	931	1,860
H29年度	11.7	817	812	1,740
H30年度	11.4	821	868	1,614

資料：坂井市資料

②地域ごとのリサイクル率

地域ごとのリサイクル率をみると、全ての町で近年、低下傾向にあることがわかります。近年、市全体のリサイクル率は、三国町・丸岡町・坂井町が高くなっています。

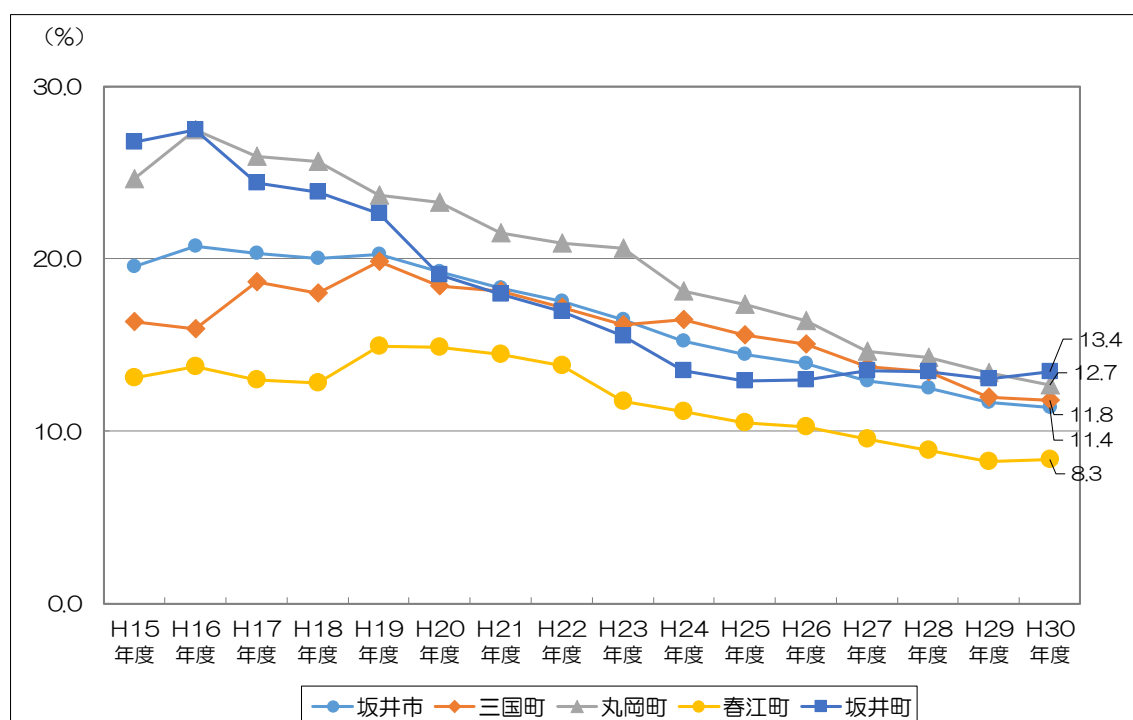


図 2-19 地域ごとのリサイクル率の推移

資料：坂井市資料

地域ごとのリサイクル率に影響を及ぼす関連項目の表を次頁に示します。

近年、民間事業者による資源回収の取組が広がっており、市内においても小売店舗をはじめとしていくつもの回収施設が設置されています。本計画で算出しているリサイクル率には、このような民間事業者による資源化量が考慮されていません。リサイクル率が低下しているひとつの要因としては、このように民間事業者による資源化量が考慮されていない点が挙げられます。

リサイクル率 (%)

$$= ([\text{資源集団回収量}] + [\text{直接資源化量}] + [\text{中間処理後再生利用}]) / [\text{ごみ処理量}] + [\text{資源集団回収量}] \times 100$$

表 2-4 地域ごとのリサイクル率の推移と関連する項目

実績 年度	区域	総人口 (人)	ごみ処理量				集団 回収量 (t)	中間処理後 再生利用 (t)	1人1日 当たりの 排出量 (g/人・日)	リサイクル 率 (%)	
			直接焼却量 (t)	焼却以外の 中間処理量 (t)	直接 資源化量 (t)	合計 (t)					
H15	坂井市	93588	22,648	3,589	933	27,170	3,650	1,442	899	19.5	
		23969	6,607	974	20	7,601	911	460	973	16.3	
		32296	7,194	1,230	630	9,054	1,549	435	889	24.7	
		24004	6,505	900	84	7,489	660	324	930	13.1	
		13319	2,342	485	199	3,026	530	223	731	26.8	
H16	坂井市	94,180	22,871	3,221	1,443	27,535	3,746	1,302	904	20.8	
		三国町	23,748	6,814	907	21	7,742	960	406	1,004	15.9
		丸岡町	32,526	7,191	1,044	1,131	9,366	1,496	359	915	27.5
		春江町	24,559	6,452	817	90	7,359	680	336	897	13.8
		坂井町	13,347	2,414	453	201	3,068	610	201	714	27.7
H17	坂井市	93,685	23,454	3,133	1,730	28,317	3,520	1,224	931	20.7	
		三国町	23,587	6,566	844	260	7,670	973	382	1,004	18.7
		丸岡町	32,653	7,430	1,063	1,269	9,762	1,249	341	924	26.0
		春江町	24,104	6,922	812	96	7,830	692	318	969	13.0
		坂井町	13,341	2,536	414	105	3,055	606	183	752	24.4
H18	坂井市	93,746	23,311	3,403	1,498	28,212	3,658	1,224	931	20.0	
		三国町	23,430	6,596	878	113	7,587	1,070	375	1,012	18.0
		丸岡町	32,760	7,470	1,158	1,224	9,852	1,286	346	931	25.6
		春江町	24,237	6,666	889	62	7,617	685	318	938	12.8
		坂井町	13,319	2,579	478	99	3,156	617	185	776	23.9
H19	坂井市	93,742	22,566	3,251	1,475	27,292	3,509	1,256	898	20.3	
		三国町	23,260	6,211	832	174	7,217	1,096	380	976	19.8
		丸岡町	32,806	7,521	1,096	1,026	9,643	1,189	351	902	23.7
		春江町	24,403	6,293	854	148	7,295	719	332	897	15.0
		坂井町	13,273	2,541	469	127	3,137	505	193	750	22.7
H20	坂井市	93,658	22,431	3,198	1,334	26,963	3,276	1,218	882	19.3	
		三国町	23,056	6,156	810	164	7,130	964	362	959	18.4
		丸岡町	32,842	7,336	1,065	956	9,357	1,145	345	874	23.3
		春江町	24,555	6,121	847	124	7,092	712	324	868	14.9
		坂井町	13,205	2,818	476	90	3,384	455	187	794	19.1
H21	坂井市	94,995	22,286	3,105	1,464	26,855	2,916	1,071	856	18.3	
		三国町	23,130	5,996	762	216	6,974	908	304	931	18.1
		丸岡町	33,390	7,316	1,084	928	9,328	930	347	839	21.5
		春江町	25,071	6,033	802	195	7,030	652	263	837	14.4
		坂井町	13,404	2,941	457	125	3,523	426	157	805	17.9
H22	坂井市	94,682	22,369	3,052	1,439	26,860	2,711	1,041	854	17.6	
		三国町	22,933	6,045	755	209	7,009	845	295	911	17.2
		丸岡町	33,257	7,232	1,054	951	9,237	814	338	866	20.9
		春江町	25,089	6,020	775	168	6,963	631	250	809	13.8
		坂井町	13,403	3,072	468	111	3,651	421	158	808	16.9
H23	坂井市	94,501	23,360	3,410	1,332	28,102	2,508	1,198	880	16.5	
		三国町	22,796	6,120	822	159	7,101	789	330	946	16.2
		丸岡町	33,186	7,491	1,185	990	9,666	782	384	845	20.6
		春江町	25,159	6,454	817	99	7,370	546	283	863	11.7
		坂井町	13,360	3,295	586	84	3,965	391	201	886	15.5
H24	坂井市	94,311	23,640	3,481	1,115	28,236	2,371	1,177	885	15.2	
		三国町	22,562	6,026	831	167	7,024	796	324	955	16.5
		丸岡町	33,219	7,693	1,185	774	9,652	727	380	848	18.1
		春江町	25,173	6,354	866	99	7,319	495	279	851	11.2
		坂井町	13,357	3,567	599	75	4,241	353	194	939	13.5
H25	坂井市	93,983	23,917	3,559	1,114	28,590	2,161	1,171	886	14.5	
		三国町	22,379	6,095	890	169	7,154	734	328	973	15.6
		丸岡町	33,052	7,700	1,181	775	9,656	633	376	811	17.3
		春江町	25,207	6,486	867	100	7,453	453	276	866	10.5
		坂井町	13,345	3,636	621	70	4,327	341	191	958	12.9
H26	坂井市	93,643	23,973	3,268	1,238	28,479	2,023	996	896	14.0	
		三国町	22,153	6,141	791	238	7,170	663	279	969	15.1
		丸岡町	32,943	7,755	1,109	757	9,621	586	330	849	16.4
		春江町	25,175	6,482	813	145	7,440	428	236	870	10.3
		坂井町	13,372	3,595	555	99	4,249	346	151	941	13.0
H27	坂井市	93,039	23,717	3,222	958	27,897	1,950	952	879	12.9	
		三国町	21,922	5,988	777	184	6,949	590	264	943	13.8
		丸岡町	32,655	7,717	1,070	557	9,344	581	315	833	14.6
		春江町	25,140	6,363	801	129	7,293	378	225	836	9.5
		坂井町	13,322	3,649	574	88	4,311	401	148	969	13.5
H28	坂井市	92,739	23,859	2,766	891	27,516	1,860	931	881	12.5	
		三国町	21,744	6,120	637	193	6,950	534	280	963	13.5
		丸岡町	32,348	7,559	953	497	9,009	566	307	823	14.3
		春江町	25,348	6,493	726	119	7,338	359	206	841	8.9
		坂井町	13,299	3,687	450	82	4,219	401	138	964	13.4
H29	坂井市	92,506	23,640	2,716	817	27,173	1,740	812	869	11.7	
		三国町	21,613	5,999	629	150	6,778	489	233	940	12.0
		丸岡町	32,224	7,645	972	460	9,077	555	276	830	13.4
		春江町	25,448	6,419	686	119	7,224	326	179	822	8.3
		坂井町	13,221	3,577	429	88	4,094	370	124	939	13.0
H30	坂井市	92,054	23,651	2,877	821	27,349	1,614	868	875	11.4	
		三国町	21,421	5,862	662	154	6,678	446	240	928	11.8
		丸岡町	31,986	7,603	1,020	457	9,080	462	290	829	12.7
		春江町	25,492	6,647	735	124	7,506	332	198	852	8.3
		坂井町	13,155	3,539	460	86	4,085	374	140	943	13.4

本市における資源回収は、先に示したとおり市の収集や市内の各種団体のご協力のもと行なわれている集団資源回収のほか、市内のスーパーなどの店頭で民間事業者が実施している民間資源回収があります。市が公表しているリサイクル率はP. 17 に示したとおり民間資源回収による回収量が含まれていませんが、民間資源回収を含めると本市の実際のリサイクル率はもっと高くなります。

具体的に平成 30 年度におけるリサイクル率について見ると、市が公表しているリサイクル率は 11.4% ですが、民間資源回収による収集量（市把握分）を踏まえると、リサイクル率は 17.4% と 6 ポイントアップします。

このように、リサイクルの取組を進めるためには市、市民、事業者による協働が重要だということがよくわかります。

平成 30 年度におけるリサイクル率

単位：t

区分	数量	備考
① 資源集団回収量	1,614	
② 直接資源化量	821	
③ 中間処理後再生利用量	868	
④ 民間資源回収量	2,112	事業者への調査で把握できたもののみ
⑤ ごみ処理量	27,349	
市が公表しているリサイクル率	11.4%	$(①+②+③) \div (①+⑤)$
民間資源回収を含めたリサイクル率	17.4%	$(①+②+③+④) \div (①+④+⑤)$

2.2.10. 処理費用の実績

本市のごみ処理に係る委託料（1世帯処理量1kg当たり）を図2-20に示します。

委託料は、消費税増税及び小型家電等の回収開始に伴い、平成26年度より増加となったものの、以降は全体的に横ばい傾向であることがわかります。

町ごとに見ると、平成30年度において最も高いのが三国町で14.5円/kg・世帯、最も安いのが春江町の7.4円/kg・世帯となっており、同じ量のごみを処理するのに約2倍の差があります。この理由としては、三国町が地形的な特性から大型のごみステーションを設けることができず、他の地域と比べてごみステーションの数が多いことや、ごみ収集車が入ることができない細街路が多く、他の地域よりも収集に手間がかかることなどが考えられます。

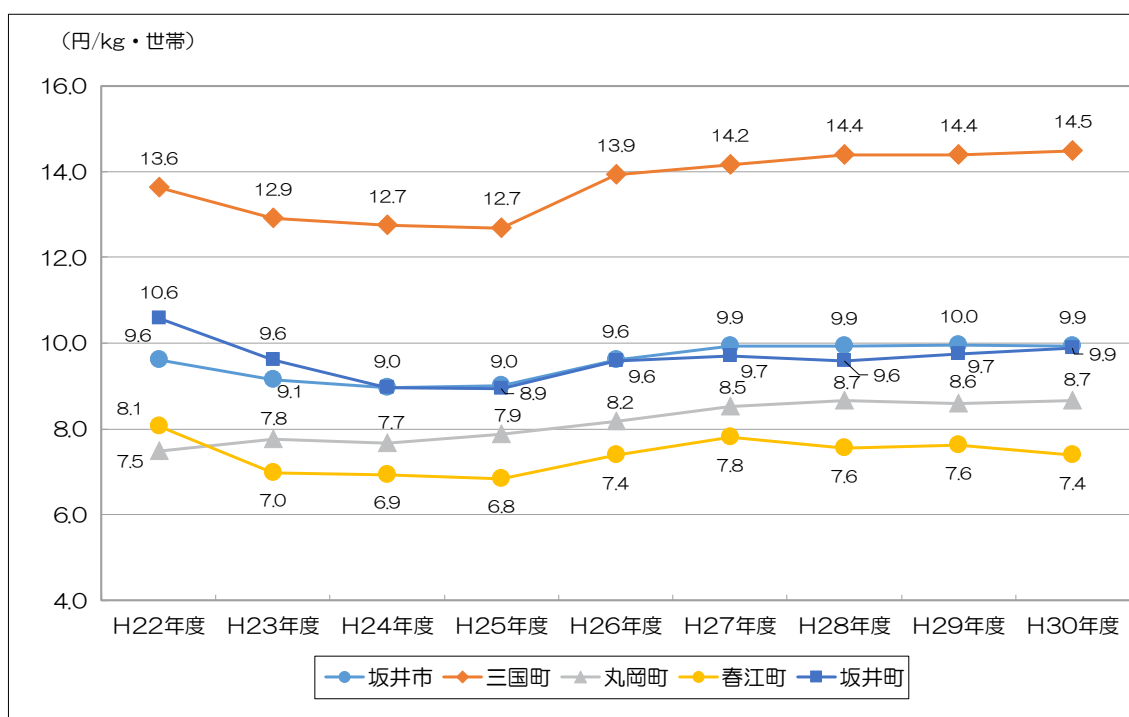


図 2-20 ごみ処理に係る委託料

資料：坂井市資料

■特別集積地制度について

本市では、坂井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づいて特別集積地を設置することができます。このため、市内の一部の事業所やマンション・アパートなどの集合住宅は手数料を支払って特別集積地の設置を行い、一般廃棄物を排出しています。

近年における収集箇所についての推移をみると、家庭系が増加傾向にあり、事業系が減少しています。事業系の 500 袋以下の集積地について、町別の推移をみると、丸岡町が最も多く、さらに丸岡町・春江町が増加傾向にあることがわかります。

表 2-5-1 特別集積地制度手数料（～令和 2 年 3 月末）

種 別		金 額
家庭系（一般家庭から生じた一般廃棄物） 1 箇所につき		月額 3,000 円
事業系（事業活動に伴って生じた一般廃棄物） 1 箇所につき	年間 1 月平均排出数（指定収集袋・指定収集券を貼布した一般廃棄物の排出数）が 500 袋未満	月額 5,000 円
	年間 1 月平均排出数（指定収集袋・指定収集券を貼布した一般廃棄物の排出数）が 500 袋以上	月額 10,000 円

表 2-5-2 特別集積地制度手数料（令和 2 年 4 月改定後～）

種 別		金 額
家庭系（一般家庭から生じた一般廃棄物） 1 箇所につき		月額 3,000 円
事業系（事業活動に伴って生じた一般廃棄物） 1 箇所の年間 1 月平均排出数（指定収集袋・指定収集券を貼布した一般廃棄物の排出数）につき	300 袋未満	月額 6,000 円
	300 袋以上 500 袋未満	月額 12,000 円
	500 袋以上 1,000 袋未満	月額 20,000 円
	1,000 袋以上	月額 30,000 円

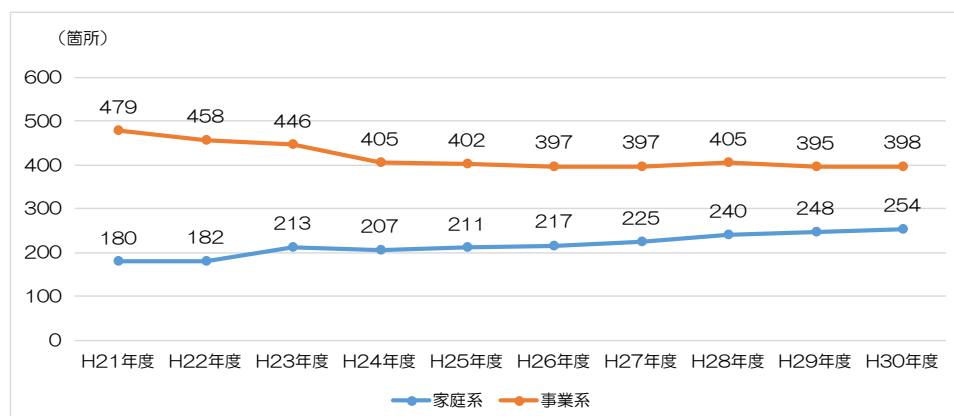


図 2-21 特別集積地制度の箇所数の推移（家庭系、事業系）

資料：坂井市資料

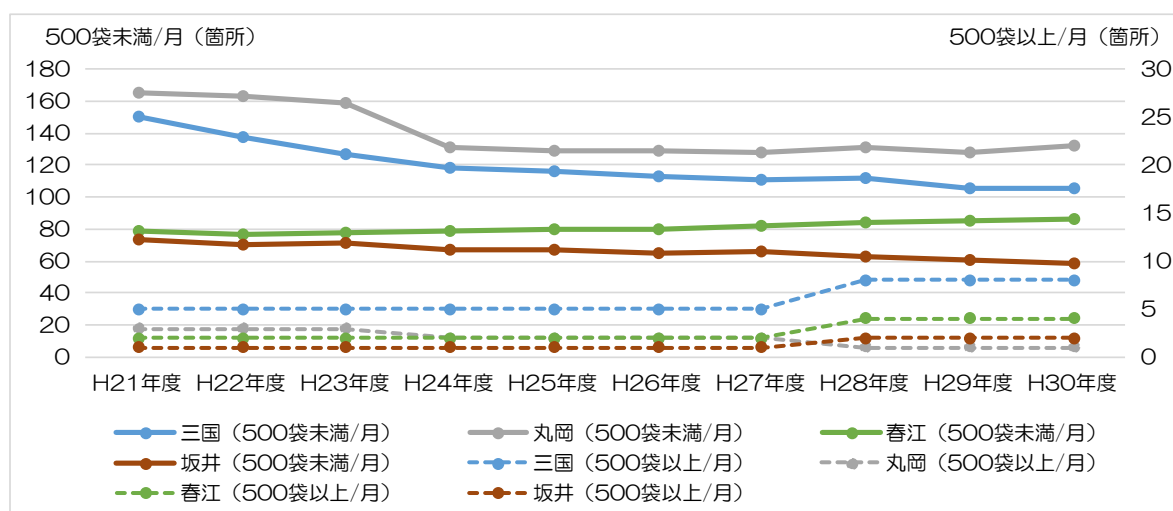


図 2-22 特別集積地制度の箇所数の推移

資料：坂井市資料

平成 29 年 12 月から平成 30 年 2 月までの間に行った特別集積地における事業系ごみの排出状況調査結果をみると、200 袋までの排出量の事業所が、特別集積地制度を利用している事業所全体の 9 割を占めていることがわかります。また、1 月に 500 袋以上を排出している事業所の業種としては、製造業、老人福祉施設、医療施設等の割合が高くなっています。

1 袋当たりのごみ処理手数料についてみると、月に 200 袋までの排出量の事業所が 94 円と最も高くなっており、月に 2200 袋を超える排出量の事業所が 2 円台と、大きな開きがあります。

なお、市がごみ処理にかけている経費は 1 袋当たり 192 円^{※1}、清掃センターへ直接持ち込んだ場合の処分手数料は 55 円^{※2}となっています。このため、特別集積地制度を利用して多量に排出している事業所は、比較的排出量が少ない事業所や清掃センターに直接持ち込んだ場合と比べ、ごみ処理に要する費用負担が割安になっていることがわかります。

※1 広域圏清掃センター負担金、一般廃棄物収集委託料等のごみ処理にかかる費用について、1 袋当たりの平成 26～30 年度の平均値。(労務費は含まず)

※2 事業系可燃ごみ一般廃棄物処分手数料 10 kg 当たり 110 円 (令和元年 10 月 1 日より改定) より、5 kg/袋と想定し、1 袋当たり 55 円とした。(改定前は 10 kg 当たり 43.2 円)

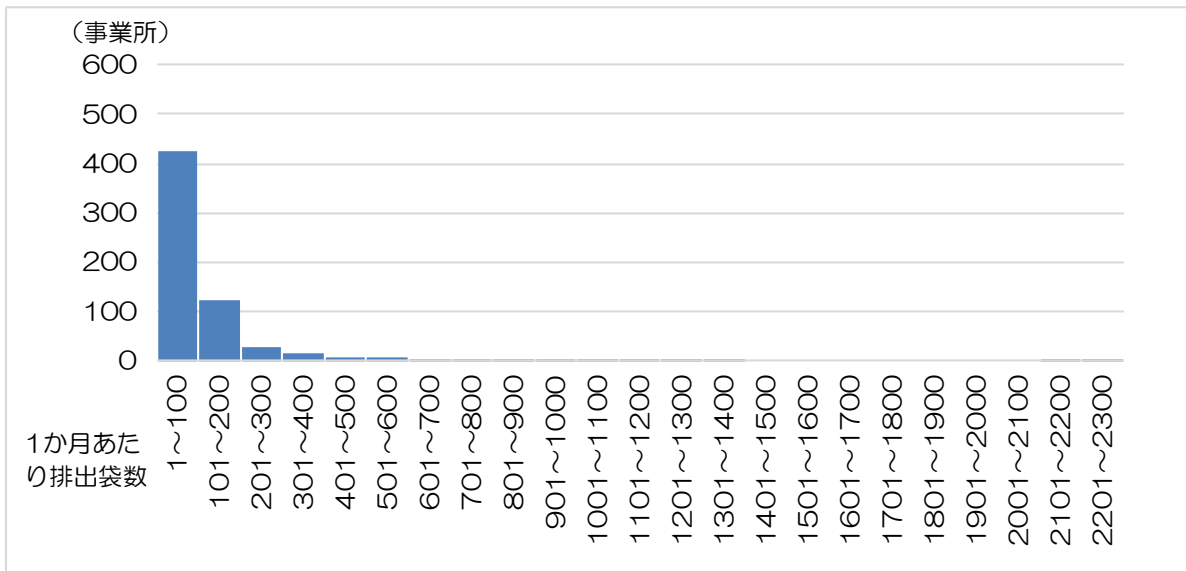


図 2-23 排出袋数別の事業所数

資料：坂井市資料

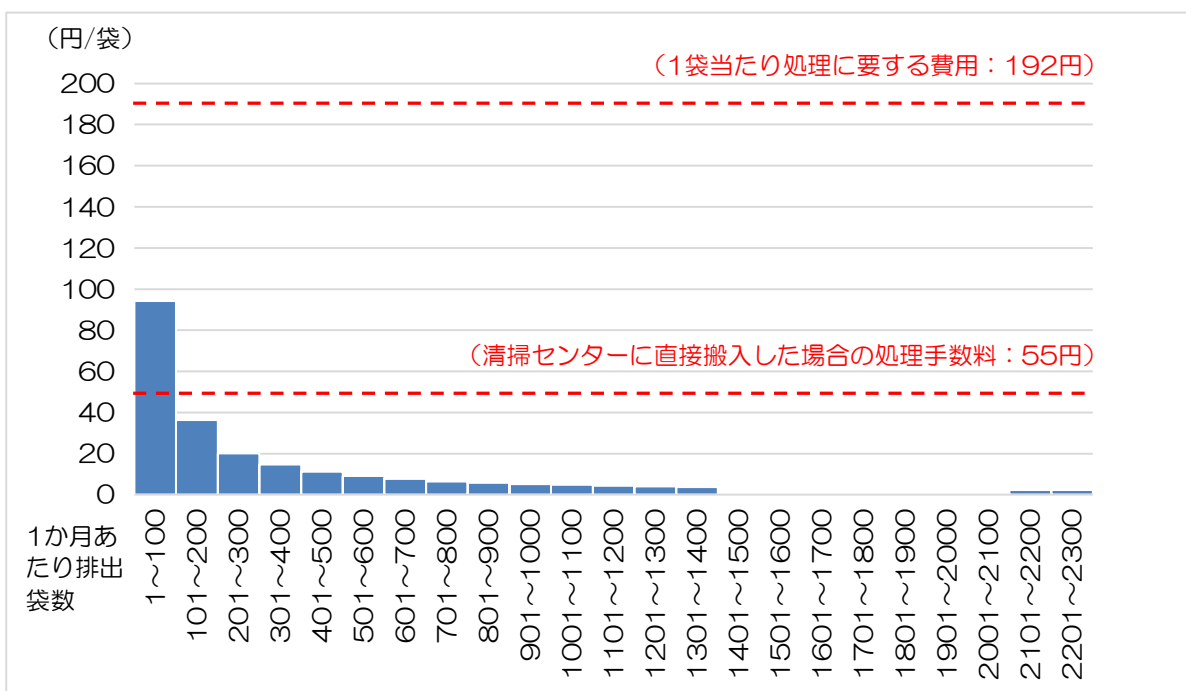


図 2-24 排出袋数別の1袋あたりごみ処理手数料※

資料：坂井市資料

※袋あたりごみ処理手数料

特別集積地制度手数料（5,000 円もしくは 10,000 円） ÷ 一月あたり排出袋数

2.2.11. 類似団体との比較

環境省は、市町村の一般廃棄物処理事業の3R化ガイドラインの一つとして、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成25年4月改訂）を取りまとめ、循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のため、「市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」により、その結果を住民に対し、公表するものとする。」としています。

環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて、平成29年度時点における、本市と産業構造及び人口が類似している団体との比較結果を下図に示します。

本市は、人口一人一日当たりごみ総排出量、人口一人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用はいずれも平均よりも抑えられており比較的良好です。しかしながら、廃棄物からの資源回収率は平均より低く、また廃棄物のうち最終処分される割合は平均よりも多くなっており、課題であることがわかります。

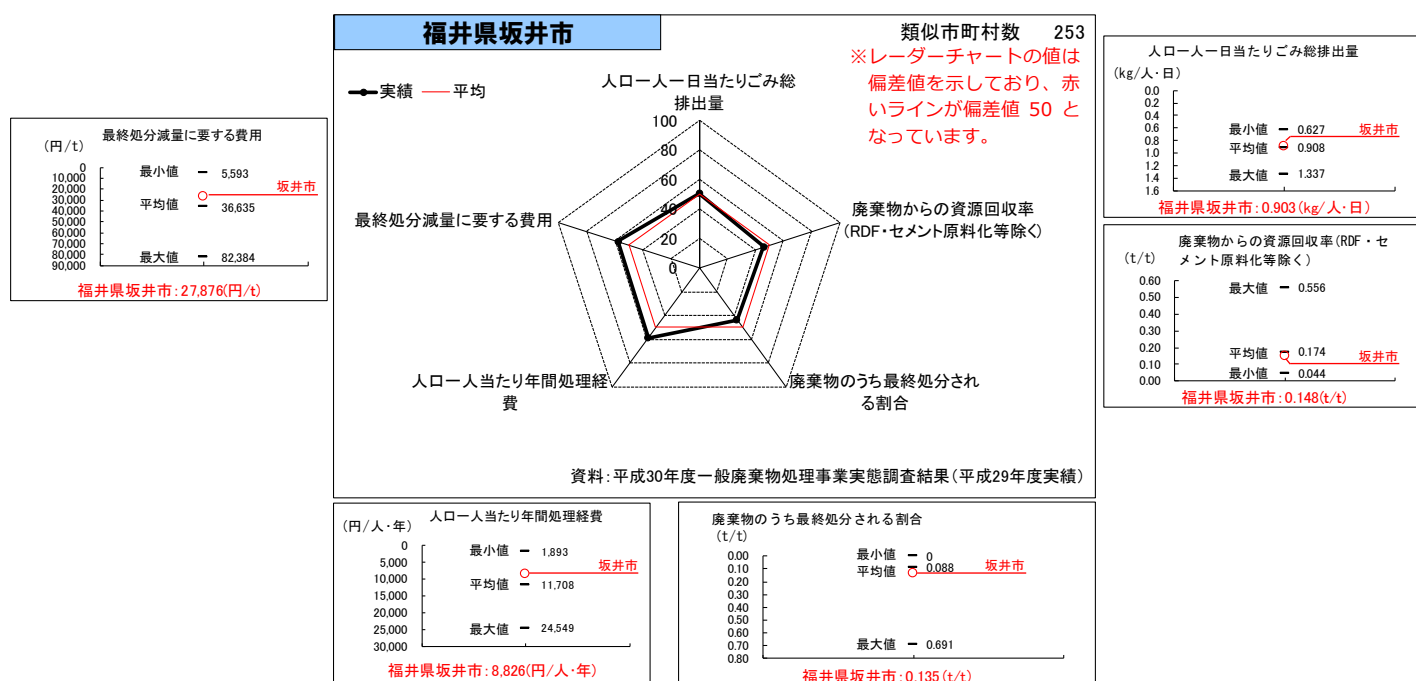


図 2-25 本市と類似団体との比較（類似市町村 253 団体）

資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援システム
平成29年度（環境省）

2.2.12. 市内における循環型社会形成に向けた取組について

①民間事業者による資源ごみ回収の状況

市内には、民間による資源ごみ回収施設が17か所※あり、ショッピングセンターやスーパー、ドラッグストアの駐車場や店頭に設置されています。店舗が営業していればいつでも出すことができる、買い物のついでに出すことができるなどの利便性の高さから、市民によって積極的に利用されていると考えられます。

民間事業者の回収施設で収集されている資源物は、下表に示すとおりであり、段ボール、新聞・チラシ、雑誌のように紙類の回収が多く行われていることがわかります。

表 2-6 民間事業者による資源ごみ回収品目の状況※

区分	箇所数	区分	箇所数
段ボール	13	ペットボトル	10
新聞・チラシ	16	紙パック	7
雑誌	15	食品トレイ	10
スチール缶	4	廃食油	1
アルミ缶	9		

※令和元年9月現在、市によって確認できた施設

令和元年9月に実施したごみについての市民アンケート結果を見ると、概ね5割前後の人が民間による資源ごみ収集施設を利用していることがわかります。品目別に利用されている割合をみると、段ボールが最も高く（約57%）、次いでペットボトル（約56%）、雑誌（約51%）、アルミ缶（約51%）となっています。さらに、最も利用されている割合が高い段ボールについて、年齢層別に利用状況をみると、若い層の利用率が高い傾向にあり、40歳未満の人の6割は市の回収よりも多く利用していることがわかります。また、地域別にみると、春江町、坂井町の利用率が最も高く、三国町が最も低くなっています。

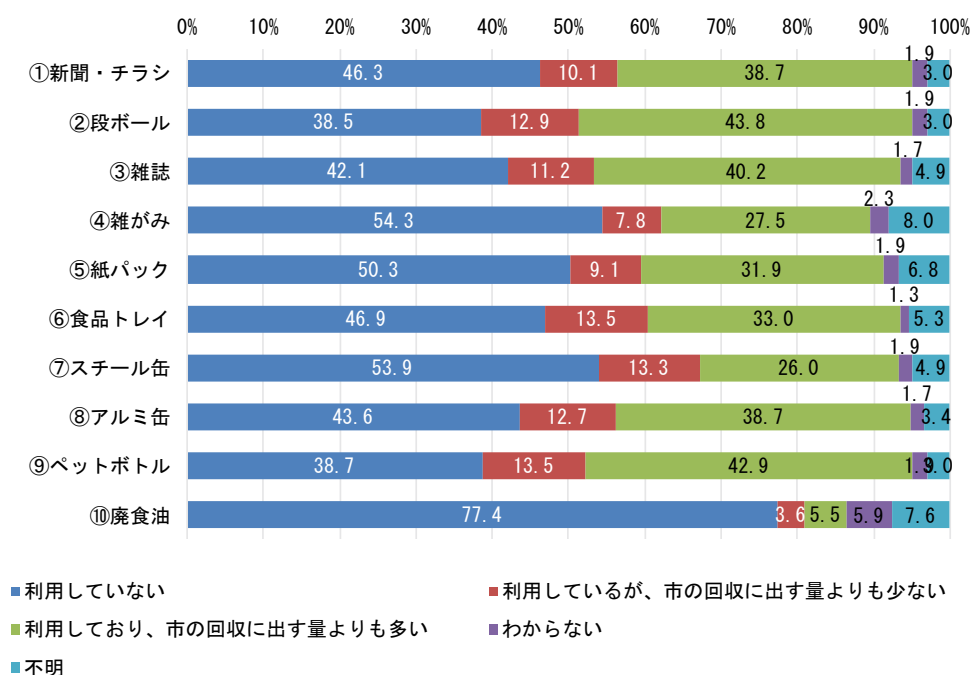


図 2-26 民間による資源ごみ収集施設の利用状況（品目別）

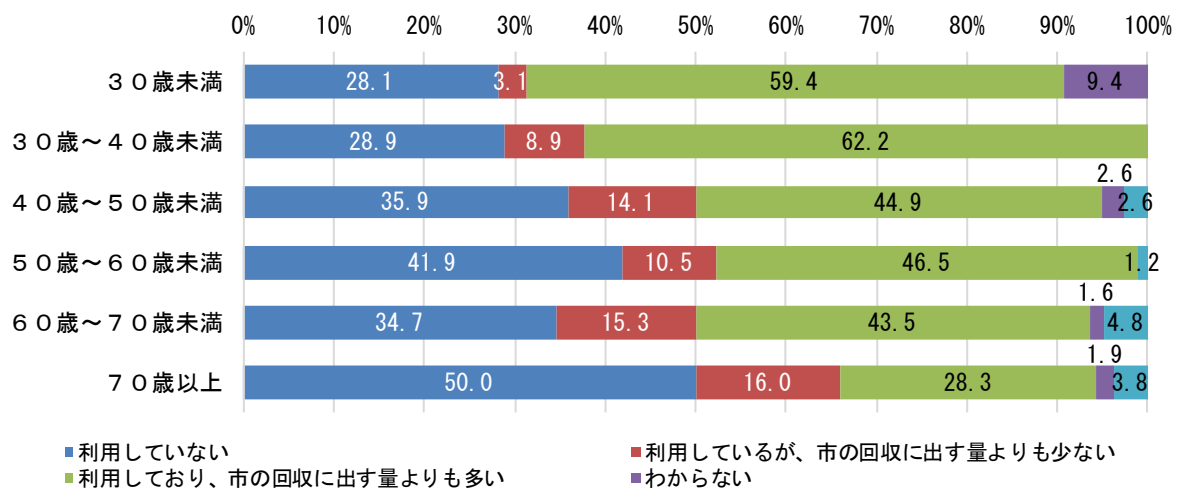


図 2-27 年齢層別の民間による資源ごみ収集施設の利用状況（段ボール）

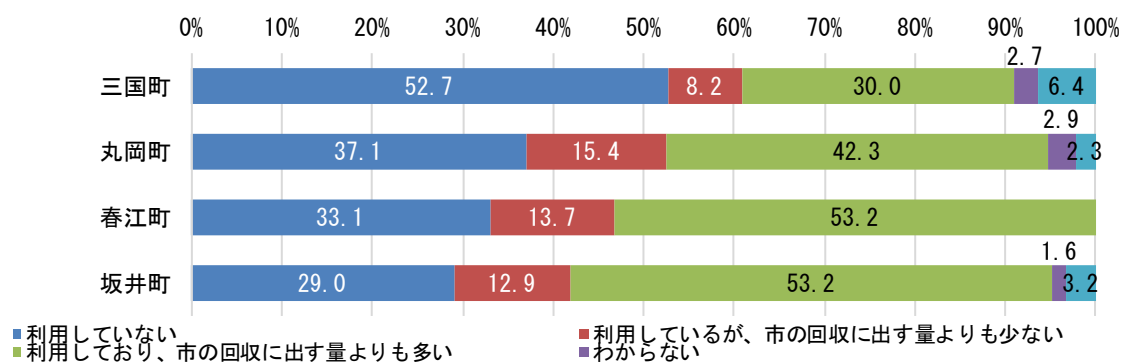


図 2-28 地域別の民間による資源ごみ収集施設の利用状況（段ボール）

資源回収を行っている民間事業者に資源ごみ回収の現状についてヒアリング調査を行ったところ、資源ごみを回収する上での課題としては、資源ごみの中に異物が混入しているなどの理由から手間やコストがかかっていることや、回収場所に十分な余裕がなく、店舗の運営に支障が出る可能性があるなどの意見が挙げられています。

②ごみ出しが困難な市民のための取組状況について

現状、市内においてごみ出しが困難となり、別居の家族等、同居者以外の人にごみ出しを支援してもらっている世帯が見られ、このような世帯は、今後少子高齢化が進むことでさらに増加することが考えられます。令和元年 9 月に実施したごみについての市民アンケート結果を見ると、ごみ出しを同居の家族以外の方に手伝ってもらっている市内の家庭について知っているか聞いたところ、「知っている」と回答した人の割合は約 9%となっており、地域別にみると三国町が約 12%で他の地域よりも多くなっていました。

また、このような世帯においてどなたに手伝ってもらっているかを聞いたところ、「別居の家族や親類」「近所の人」「ヘルパー等」がそれぞれ 3 割程度とほぼ同じくらいになっていました。

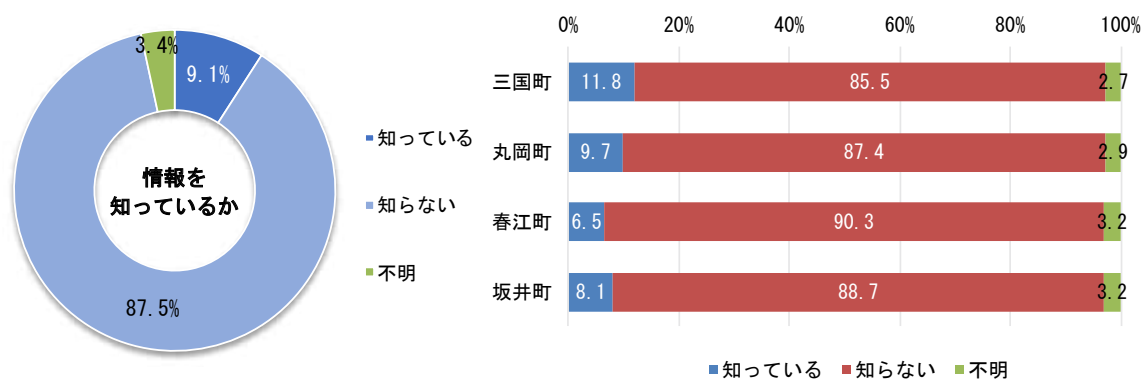


図 2-29 アンケート集計結果

(問 身体が不自由などの理由からごみ出しを同居の家族以外の方に手伝ってもらっている市内のご家庭を知っているか (左グラフ：地区別クロス集計))

近隣住民とのつながりがなければごみ出しができない状況にあることの把握ができにくく、また当事者は他人にごみ出しの支援を依頼しにくいなどの点からも、市内におけるごみ出しが困難な状態にある市民の現状把握と、関係者との協力による支援するための仕組みづくりを行う必要があります。

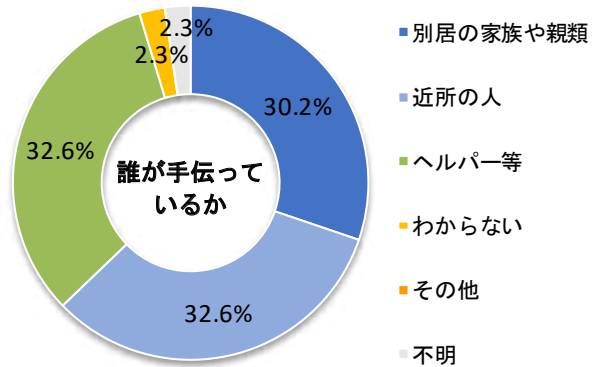


図 2-30 アンケート集計結果

(問 ごみ出しを手伝ってもらっている家庭は、どなたに手伝ってもらっているか)

③プラスチックごみの削減に向けた取組について

プラスチックごみは私たちの生活に多くの利便性をもたらしてくれた反面、陸上から海洋へのプラスチックごみの流出やマイクロプラスチックの生物体内への蓄積など、地球規模での環境汚染が懸念されています。このため、国はプラスチック廃棄物の資源循環を推進することを目的として、プラスチック資源循環戦略を令和元年5月に策定し、取組を推進しています。

本市においては、平成23年度より、毎年3月の第一日曜日を統一行動日とし、地域住民の協力を得て、市内を流れる河川や用排水路の清掃を行う、河川クリーンキャンペーンを行っている他、九頭竜川河口部の清掃活動も実施しており、これらの取組を通じて、海に流出するプラスチックごみ等の削減に取り組んでいます。

さらに本市では、市内の小学校4～6年生と保護者を対象に、夏休み親子リサイクル施設見学ツアーを実施しており、プラスチックトレーのリサイクル工場の見学等を通じて、リサイクル意識の向上を図っています。

④食品ロス削減に向けた取組について

食べ残し、売れ残りや期限が近いなどの理由で、食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品は「食品ロス」と呼ばれており、国内における食品ロスの量は毎日大型トラック（10トン車）約1,700台分が廃棄されています。このため、国においても食品ロスの削減の推進に関する法律が令和元年10月に施行されるなど、削減に向けた取組が進められています。

本市においても、食品ロス削減を呼びかけるチラシの配付や市広報への掲載、商工会に対して食べきり運動の周知協力依頼（忘新年会の多い時期）などを通じた食品ロス削減についての情報提供や啓発を行っています。さらに、こどもエコ広場において、食品ロスを減らすための料理教室の開催や、夏休み親子リサイクル施設見学ツアーの参加者を対象とした冷蔵庫チェックなどを行い、食品ロス削減に向けた取組を実施しています。

⑤その他、ごみ減量化に向けた市民や事業者の意識啓発に向けた取組

その他、ごみ減量化に向けた市民や事業者の意識啓発に向けた取組としては、雑がみ回収について広報により周知するとともに、住民向けのごみ分別の手引きを作成し、適切な分別を促すことでリサイクル推進およびごみ減量化を図っています。

また、事業者向けごみ分別の手引きを作成し、ごみの内容に応じた適正な処理を促すことでリサイクル推進、ごみ減量化を図っています。

2.3. 現行計画の目標達成状況

現行計画では、平成 19 年度を基準年度として、令和元年度における目標値を以下のとおり設定しています。現状、平成 30 年度が最新の値となっているため、目標達成状況の評価は平成 30 年度の値で行いました。

- 1 人 1 日当たりの排出量については目標値を達成できていません。近年の推移を見ると、平成 26 年をピークに減少傾向にあります。十分な排出抑制を進めることができませんでした。
- リサイクル率については目標値を達成できていません。リサイクル率は基準年度である平成 19 年度から低下を続けており、目標値と実績値の乖離が大きくなっています。目標値と実績値の乖離が大きい要因のひとつとして、目標値は民間回収による回収量を含んだ値であるのに対して、実績値は民間回収による回収量が含まれていないことがあげられます。（基準値には民間回収によるものは含まれていません）
- 最終処分量については目標値を達成できていません。近年、総排出量が平成 26 年度をピークに減少傾向にある一方、最終処分量については比較的多い量を維持しています。

表 2-7 目標値及び現状値

項目	基準値 (平成 19 年度)	目標値 (令和元年度)	実績値 (平成 30 年度)
1 人 1 日当たりの排出量	898g	808g (-90 g)	875g (-23 g)
リサイクル率	20.0%	27.0% (+7.0 ポイント)	11.4% (-8.6 ポイント)
最終処分量	3,588 t	2,545 t (-1,043 t)	4,281 t (+693 t)

※括弧内の数値は基準値との差

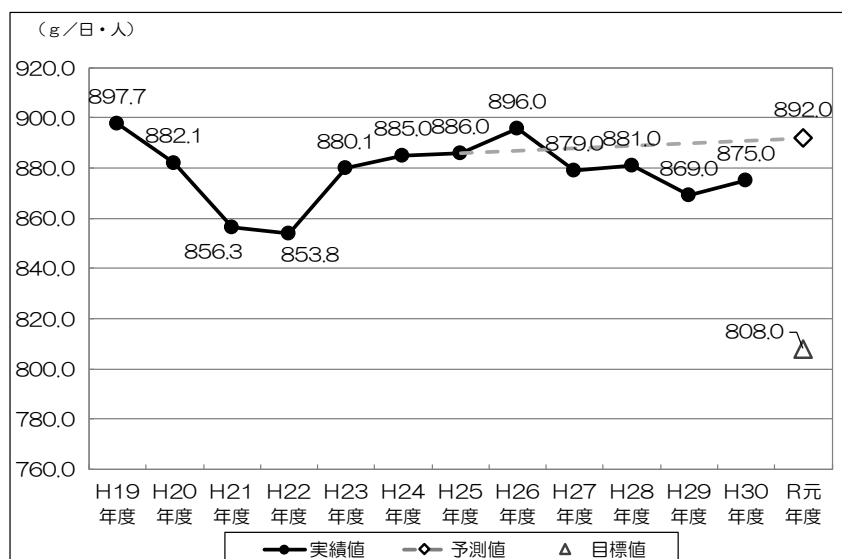


図 2-31 1人1日当たりの排出量の経年変化と予測値・目標値

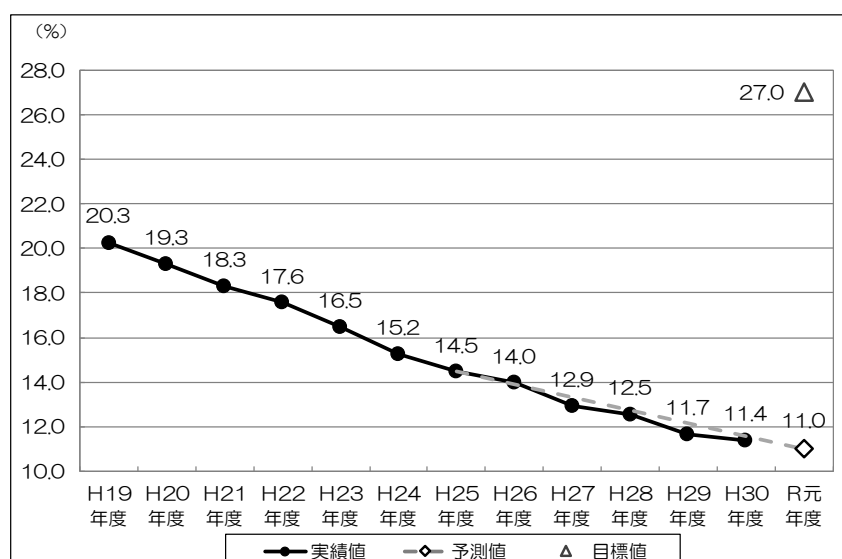


図 2-32 リサイクル率の経年変化と予測値・目標値

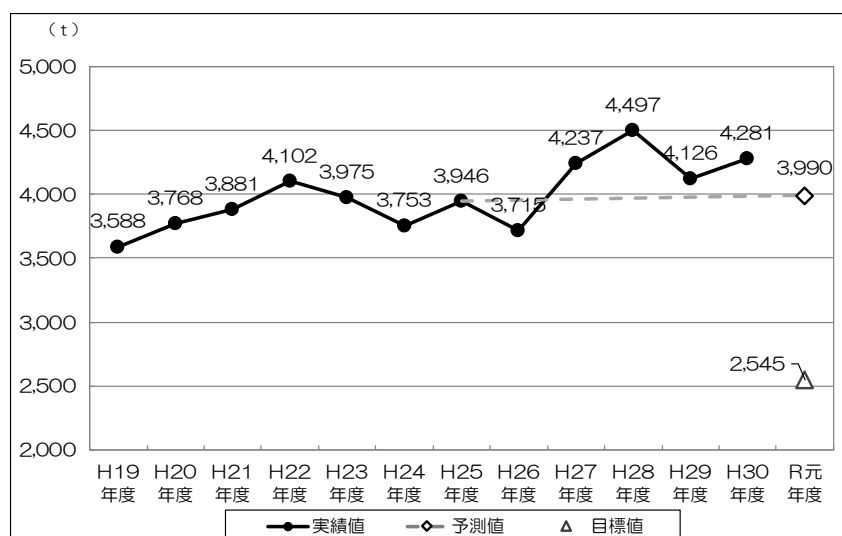


図 2-33 最終処分量の経年変化と予測値・目標値

2.4. 上位計画・関連計画

① 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月閣議決定）

第四次循環型社会形成推進基本計画は、将来像として、「誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界」であり、「環境的側面及び経済的側面、社会的側面の統合的向上」を掲げた上で、重要な方向性として以下の 5 つを示し、その実現に向けて概ね 2025 年までに国が講ずべき施策をまとめています。

また、近年毎年のように国内で発生している大規模災害に備え、地方自治体レベルでの災害廃棄物対策が求められています。

- ①地域循環共生圏形成による地域活性化
- ②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③適正処理の更なる推進と環境再生
- ④災害廃棄物処理体制の構築
- ⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開

② 福井県廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月策定）

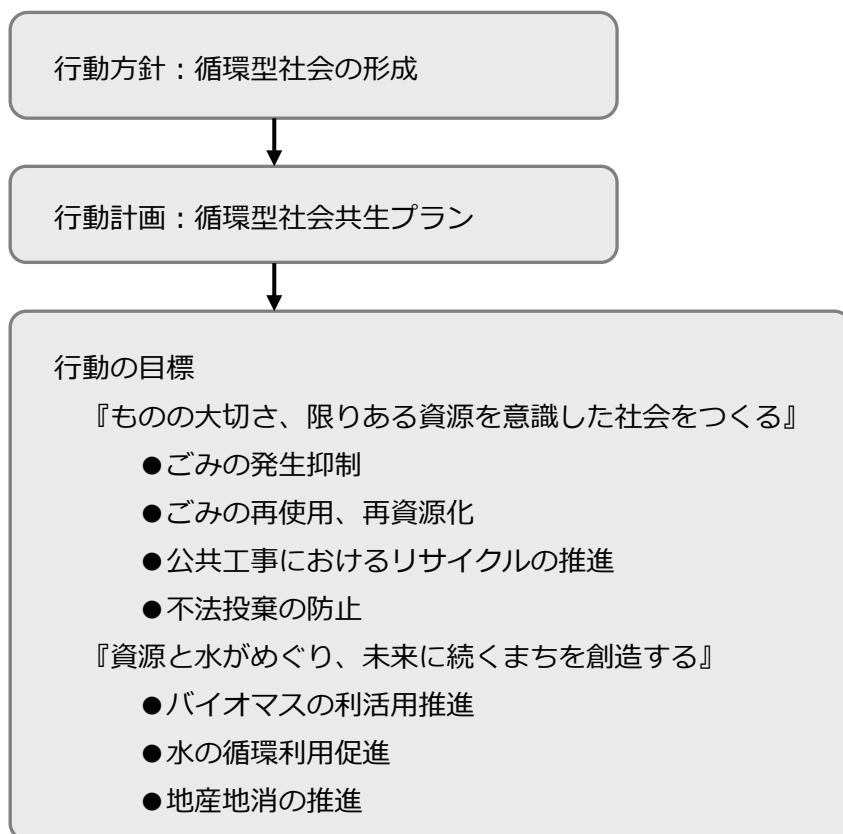
「福井県廃棄物処理計画」は、一般廃棄物と産業廃棄物の減量化やリサイクルの推進を目的として策定した計画です。計画の期間を平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間とし、一般廃棄物減量化等の目標値として 1 人 1 日当たりの排出量等の目標値を設定するとともに、各種減量化方策を示しており、特に次の 4 つの「R」を重点施策としています。

- ① **R e d u c e**（ごみの発生抑制）の推進 「県と市町が一丸となったごみ減量化」
一般廃棄物の収集から処理までを行う市町と、技術的助言を行う責務を負う県が一体となって、減量化施策を考え、実行するための体制を設けます。
- ② **R e c y c l e**（ごみの再資源化）の推進 「紙資源リサイクルの強化」
燃やせるごみとして焼却されている紙資源の分別回収を進め、できるだけ環境にやさしく低コストな再資源化が進むような仕組みをつくります。
- ③ **R e u s e**（ものの再利用）の推進 「使いきる機会の充実」
自分には不要となったものが、他の誰かに必要となる場合があります。ものをみんなですべて使い切ることができるような仕組みをつくります。
- ④ **R e s p e c t**（ものを大切にする）の推進 「ものを大切にする文化の浸透」
私たち一人ひとりが、ものを大事に使うよう心がける必要があります。こうしたライフスタイルが定着した社会づくりを目指します。

③ 坂井市環境基本計画（平成 26 年 3 月改定）

坂井市環境基本計画は、環境像として「彩り豊かな自然を育む ひと まち さかい」を掲げ、その実現に向けて坂井市の環境保全施策の方向性、市民、事業者、市の各役割を示したものです。環境像の実現に向けて、5つの行動方針（「良好な生活環境の創出」、「豊かな自然と歴史資源の保全・育成」、「循環型社会の形成」、「環境にやさしい人づくり」、「地球環境の保全」）を実現するため、13の行動目標に基づいて取組を進めています。

特に、行動方針のひとつである「循環型社会の形成」については、行動計画に「循環型社会共生プラン」をかかげ、3R（リデュース、 リユース、 リサイクル）の推進や不法投棄の防止、バイオマスの利活用推進などの取組を示しています。



坂井市環境基本計画における資源循環に関連する取組

2.5. 現状における課題

■ 1人当たりの排出量の削減

総排出量については人口減少等にもなって減少傾向にある一方、1人1日当たりの排出量は微減にとどまっており現行計画の目標達成には至っていません。このため、今後1人ひとりの削減努力が必要です。

■ リサイクルの推進、市民及び民間事業者との協働

近年、市民の生活に浸透している民間の資源ごみ回収施設はリサイクル推進の上で重要な位置づけにあります。今後は、引き続き市民に資源物の分別を呼びかけるとともに、民間との協働による資源物の収集を一層推進し、より市民がリサイクルに協力しやすい体制を整えていく必要があります。

■ 分別区分の見直し

今後、収集のさらなる効率化を図るため、分別区分を見直す必要があります。

■ 事業系ごみの適切な処理体制の構築

現在、事業所から排出される一般ごみについては、事業者の要請に応じて特別集積地を設け、市が有償で収集を行っています。このことは、経済的インセンティブという点で、ごみの排出抑制、リサイクルの推進に向けた事業者の取組みを阻害する要因となっています。このため、民間契約等による合理的な廃棄物処理を促進することで適切な処理体制の構築を図る必要があります。

■ 高齢化社会の廃棄物収集対策

今後、本市においても人口減少・少子高齢化が益々進むことが予想されており、これに伴ってごみ出しが困難となる高齢者や地域から孤立する中でごみを家のため込んでいくごみ屋敷の増加、地域でのごみステーション、集団回収の維持が困難になるなどの課題が考えられ、対応が必要です。

また、拠点回収方式についても同様に高齢化に伴ってごみ出しが困難な人の割合が高くなってきており、必要に応じて見直す必要があります。

■ 災害廃棄物への対応

近年、国内で毎年のように発生している大規模災害に備え、本市においても災害廃棄物の仮置場候補地の選定や災害時における一般廃棄物処理事業の継続的遂行など、災害発生時への備えをする必要があります。

■ 食品ロス対策の推進

食品ロスの削減を進めるため、市内における食品ロスの現状について把握します。さらに、食品ロスの削減を進めるとともに、発生してしまった食品廃棄物については地域資源として利活用し、循環利用を図る必要があります。

■ プラスチックごみ対策

マイバッグの徹底やワンウェイの容器包装の削減などを進めることで、プラスチックごみの排出抑制を図るとともに、使用済みのプラスチックごみについてはポイ捨てなどせず、適正に処理することで、マイクロプラスチックなど環境への影響を抑制する必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

3.1. 基本理念

今日、環境保全は人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題となっています。大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。このため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することは重要な課題であり、このために各主体がそれぞれの立場でさまざまな取組を進めていく必要があります。そして、今後より一層進んでいく超高齢社会に対応するため、市や市民、事業者の三者の協働によるごみ処理の取組を進めることが必要不可欠です。

また、平成27年9月に「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs)を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットで採択されました。このSDGsは、平成28年から令和12年までの国際目標となる持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されており、このうち、「12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する」をはじめとして、「2 飢餓をゼロに」「11 住み続けられるまちづくりを」「13 気候変動に具体的な対策を」「14 海の豊かさを守ろう」の分野は特に本計画との関連性が高く、計画を推進することでSDGsの達成に貢献できると考えられます。

このようなことから、本計画の基本理念は「協働による持続可能な資源循環のまち さかい」とし、市民・事業者・市の協働によって本市の循環型社会の形成を推し進めるとともに、持続可能な社会づくりに貢献します。

基 本 理 念

協働による持続可能な資源循環のまち さかい

SDGsの17のゴール
出典：国連広報センター



3.2. ごみ処理の基本方針

先に示した基本理念を実現するため、以下の基本方針を定め、各種施策の展開を図ります。

基本方針 1 循環型社会の形成

廃棄物の発生・排出抑制、再資源化を図るとともに、適正処理を推進します

循環型社会の形成に向けて、発生・排出抑制、再資源化を図るとともに、発生した廃棄物は適正処理を図ります。またそのために市民、事業者の意識啓発に努め、協働して取り組みます。

基本方針 2 連携と協働による取組の推進

市民、事業者との連携を強化し、協働してさまざまな取組の実施を図ります

地域の集団回収による資源回収活動の活性化や民間事業者による資源回収の取組、河川や海岸の漂流漂着ごみの対策など、市が単体で事業を行うのではなくさまざまな主体が協働で進めます。

基本方針 3 事業の効率化の推進

収集体制などの見直しを通じた廃棄物処理事業の効率化を図ります

地域の実情を踏まえた収集地点の集約化、また事業系一般廃棄物の収集体制の検討などを通じて、事業の効率化を推進します。これによって、廃棄物処理にかかる経費の圧縮・削減を図ります。

基本方針 4 社会状況の変化への対応

超高齢社会や自然災害の頻発など、社会状況の変化への対応を図ります。

超高齢社会でのごみ出し困難者への対応や震災・豪雨などの自然災害発生時の災害廃棄物処理体制の整備など、近年の社会状況の変化に伴って取組が必要となっている課題に対応します。

3.3. 本計画の削減目標

① 国及び県の削減目標

本計画と関連する国及び県の排出削減目標を以下に示します。1 人 1 日当たりのごみ排出量最終処分量についての目標値がどちらの計画にも設定されています。

なお、各計画はこれ以外にも目標値が設定されていますが、本計画との関連性が高いものを抜粋しています。

表 3-1 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月策定）における目標値（一部抜粋）

指標	目標値 (令和 7 年度)	削減率 [※]
1 人 1 日当たりのごみ排出量	約 850g	基準値：920g（平成 29 年度） 70g（7.6%）削減 (年：約 8.8g(1.0%))
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	約 440g	基準値：521g（平成 26 年度） 81g（15.5%）削減 (年：約 7.4g(1.4%))
最終処分量	約 1,300 万 t	基準値：1390 万 t（平成 28 年度） 90 万 t（6.5%）削減 (年：約 10.0 万 t (0.7%))

※第四次循環型社会形成推進基本計画では基準値や削減量が示されていないため、ここでは環境省の公表値を基に算出した値を示しています。

表 3-2 福井県廃棄物処理基本計画（平成 28 年 3 月策定）における目標値（一部抜粋）

指標	目標値 (令和 2 年度)	削減率
1 人 1 日当たりの排出量（総排出量）	863 g	基準値：906g（平成 25 年度） 43g（4.7%）削減 (年：約 6.1g(0.7%))
リサイクル率	20.0% (スーパー等を含めず)	基準値：17%（平成 25 年度） 3ポイント（17.6%）上昇 (年：約 0.4ポイント(2.5%))
最終処分量	2.5 万 t	基準値：2.9 万 t（平成 25 年度） 0.4 万 t（13.8%）削減 (年：約 0.06 万 t (2.1%))

②新たな計画における目標

目標値は、第四次循環型社会形成推進基本計画及び福井県廃棄物処理基本計画の目標値を踏まえ、以下の3つの目標を設定します。

- ① 1人1日当たりの排出量
- ② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量
- ③ 最終処分量

①及び②については、年1%の削減を想定し、計画期間の10年間で10%の削減を目指します。③については、①及び②における排出量から推計される最終処分量を踏まえ設定しています。

表 3-3 新たな計画における目標値

指標	中間目標値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	目標値削減率
① 1人1日当たり のごみ排出量※1	831g	788g	基準値：875g（平成30年度） 87g（10.0%）削減 (年：約8.7g(1.0%))
② 1人1日当たり の家庭系 ごみ排出量※2	683g	647g	基準値：719g（平成30年度） 72g（10.0%）削減 (年：約7.2g(1.0%))
③ 最終処分量	3,900 t	3,600 t	基準値：4,281 t（平成30年度） 681 t（15.9%）削減 (年：約68.1 t(1.6%))

※1 「1人1日当たりのごみ排出量」の算定方法

ごみの総排出量÷住民基本台帳人口 ÷ 年度の日数

※2 「1人1日当たりの家庭ごみ排出量」の算定方法

(ごみの直接収集量－(資源物の直接収集量＋集団回収量))÷住民基本台帳人口
÷年度の日数

なお、本市はごみの直接収集を行う際、家庭系ごみと特別集積地に排出されたごみ（事業系ごみを含む）を一緒に収集しており、家庭系ごみだけの量を把握することができないため、算定に当たっては特別集積地で収集されたごみも含めて算定している。

参考 リサイクル率について

資源物の収集は、市が収集している資源物の量が減少傾向にある一方、アンケート結果からもわかるように市民による民間資源収集施設の利用が多い状況です。現状、民間資源収集施設による収集量の把握は困難であることから市が算出している本市のリサイクル率は実態と乖離していると考えられるため、目標値としては採用しません。ただし、今後もリサイクルの呼びかけや民間資源収集施設との協働を進めることとします。

③将来推計と目標値の比較

ごみの排出量の将来推計と目標値を以下に示します。

ごみ排出量についてみると、人口の減少に伴って総排出量は減少傾向していきませんが、1人1日当たりに換算すると概ね現状の排出量を維持すると予測されることから、さらなる削減を図ります。

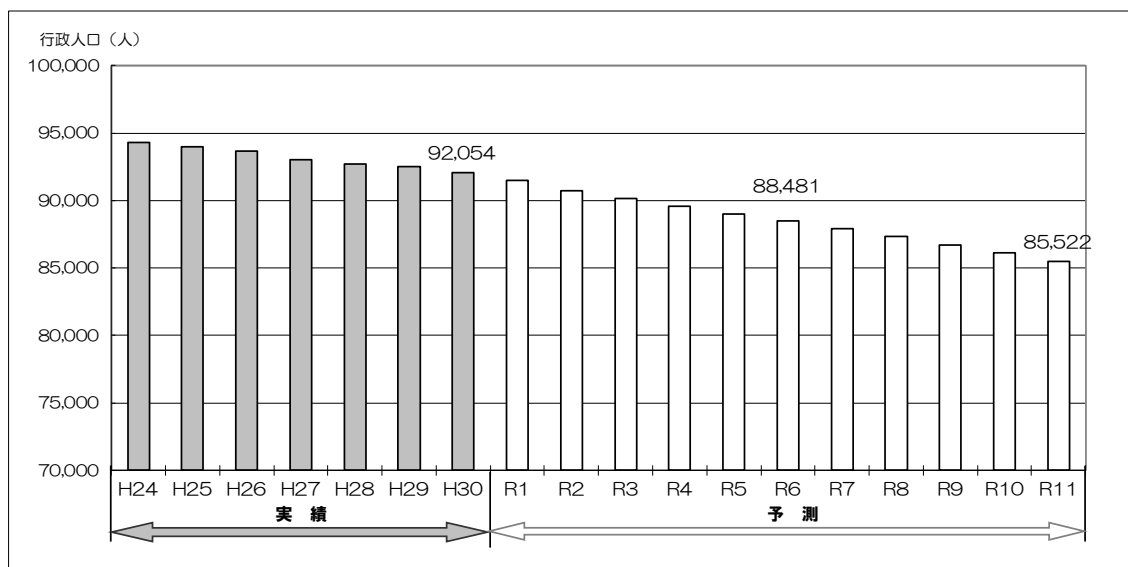


図 3-1 人口の推移

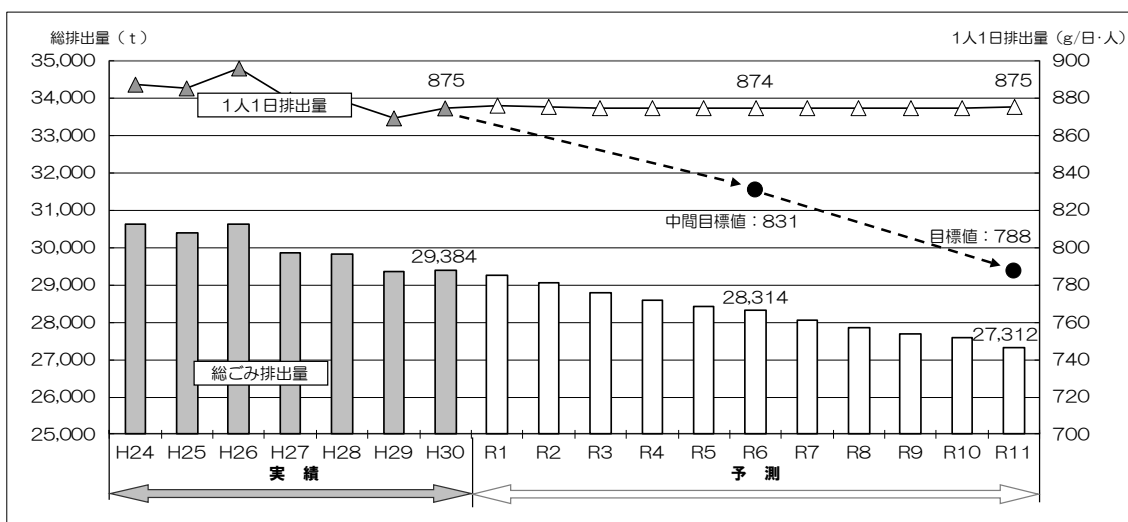


図 3-2 ごみ排出量の目標値

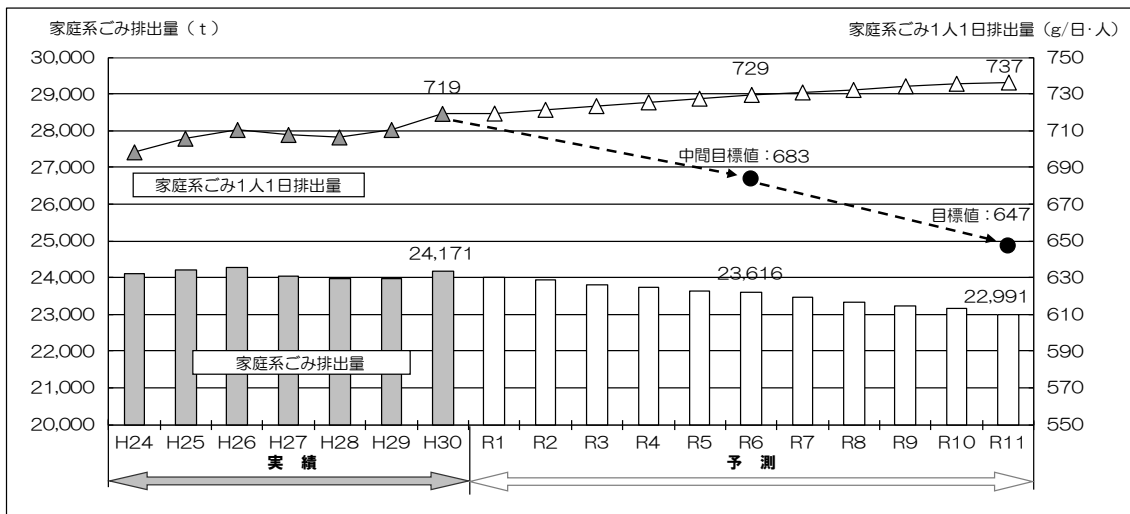


図 3-3 家庭ごみ排出量の目標値

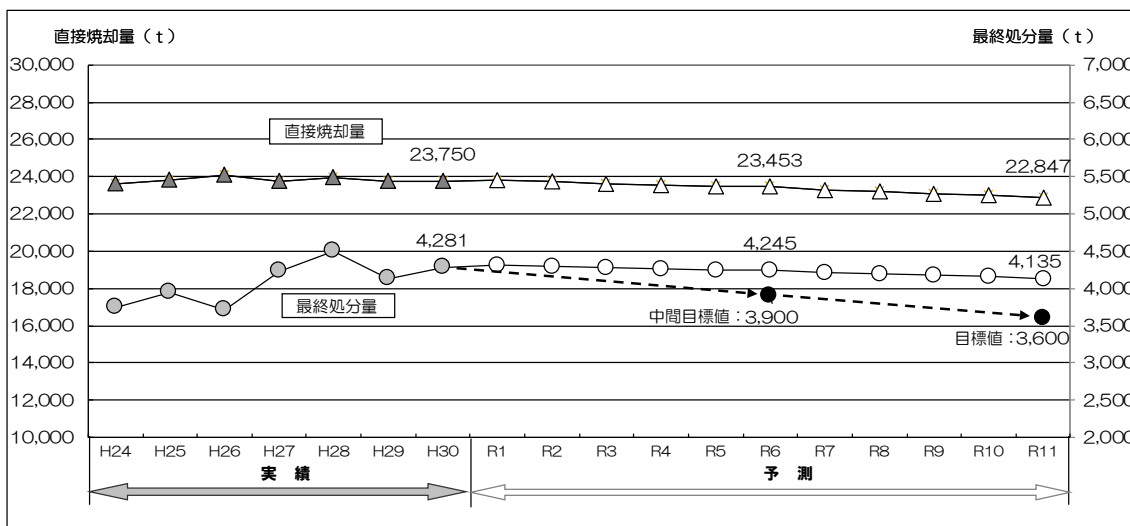


図 3-4 直接焼却量及び最終処分量の目標値

参考 家庭系ごみを10%削減するための取組目安

ここでは、家庭系ごみについて、平成28年度のごみ組成調査の結果（p12 参照）をもとに、目標の達成にどの程度の削減取組が必要かを参考として示します。

●生ごみの水切りの実施

調理の際に発生する調理くずや残飯など生ごみは、重量の約30%が水分といわれており、捨てる際、**水切りを行うことで約10%程度の減量**が可能となります。

《削減量》

家庭系ごみの約29%を占める厨芥類のうち、約78%が生ごみ

⇒生ごみは家庭ごみの約23% ($29\% \times 78\%$)

水切りによって2.3%削減 ($23\% \times 10\%$) …①

●食品ロスの削減の実施

意識啓発を通じて、手を付けずに捨てられている食品（食品ロス）の**2割削減**を図ります。

《削減量》

家庭系ごみの約29%を占める厨芥類のうち、約22%が手を付けられないまま捨てられている食品

⇒手を付けずに捨てられている食品は家庭ごみの約6% ($29\% \times 22\%$)

食品ロスの2割削減によって1.2%削減 ($6\% \times 20\%$) …②

●紙類、プラスチック類の分別の徹底、集団回収、民間資源回収の活用

現在可燃ごみに含まれている紙類、プラスチック類のうち、リサイクル可能なもの（新聞・広告、容器包装、雑がみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装など）の分別を徹底し、**可燃ごみからそれぞれ2割削減し、民間事業者による資源回収を活用**します。

《削減量》

紙類

家庭系ごみの約37%を占める紙類のうち、約60%が資源化可能なもの

⇒資源化可能な紙類は家庭ごみの約22% ($37\% \times 60\%$)

分別徹底及び集団回収、民間施設利用によって4.4%削減 ($22\% \times 20\%$) …③

プラスチック類

家庭系ごみの約19%を占めるプラスチック類のうち、約57%が資源化可能なもの

⇒資源化可能なプラスチック類は家庭ごみの約11% ($19\% \times 57\%$)

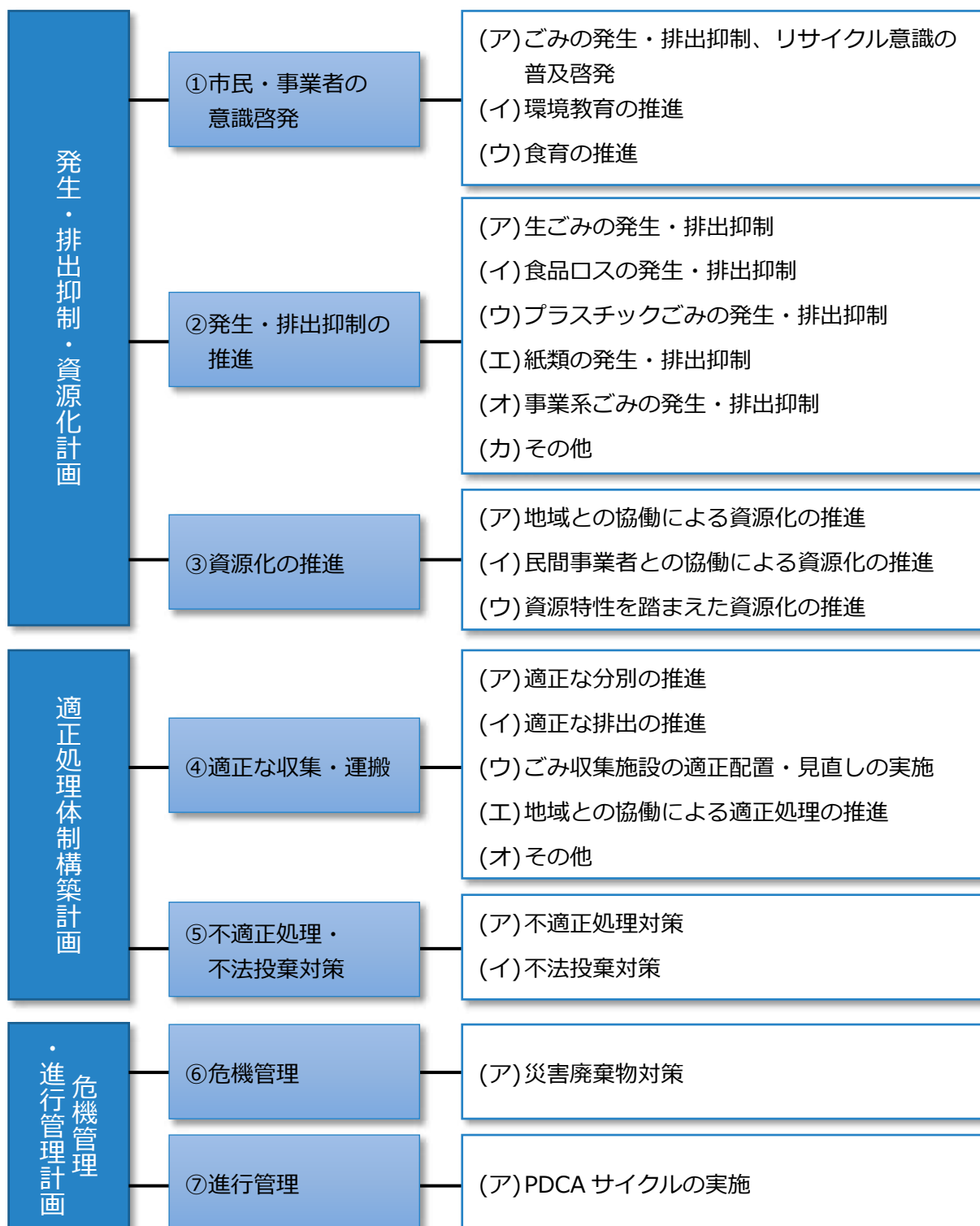
分別徹底及び民間施設利用によって2.2%削減 ($11\% \times 20\%$) …④

上記の取組を実現することで、家庭系ごみ10.1%が削減でき（①から④の合計）、目標である家庭系ごみの削減が達成できます。

3.4. 基本計画

3.4.1. 施策体系

本計画における施策の体系は以下に示すとおりです。



本計画の施策の体系図

3.4.2. 発生・排出抑制・資源化計画

施 策	実施年度	
	R2~6	R7~11
①市民・事業者の意識啓発		
(ア) ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の普及啓発		
◆各種情報発信の推進 一般廃棄物の発生・排出抑制を図るため、市広報誌やホームページを用いて情報発信を行い、市民および事業者の意識啓発を行います。 【市：◎ 市民：－ 事業者：－】	継続実施	継続実施
(イ) 環境教育の推進		
◆意識啓発の推進 循環型社会の形成を目指した環境教育、環境学習講座などを通じて、市民、事業者の意識を高めます。授業への講師派遣や出前講座の開催、副読本の活用、企業見学などを行い、市民の積極的な参加を促します。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：○】	継続実施	継続実施
(ウ) 食育の推進		
◆学校における食育の推進 学校教育における食育活動を実施し、子どもたちの食べ物や資源を大切にする心を育みます。 【市：◎ 市民：○ 事業者：－】	継続実施	継続実施
②発生・排出抑制の推進		
(ア) 生ごみの発生・排出抑制		
◆生ごみの水切り運動の推進 調理クズなどの生ごみには多くの水分が含まれていることから、水切りネットを活用した生ごみの水切り運動を推進し、家庭や事業所における生ごみの排出抑制に努めます。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】	実施	継続実施
◆生ごみたい肥化の推進 調理クズなどの生ごみについて、コンポスターなどの堆肥化容器を使用して資源化し、家庭菜園や畑で活用するなど、たい肥化の取組を普及します。 【市：○ 市民：◎ 事業者：－】	実施	継続実施

◎：主体的に取り組む ○：取組に協力、参加する －：取組に該当しない

施 策	実施年度	
	R2~6	R7~11
(イ) 食品ロスの発生・排出抑制		
◆食品ロス発生量の現状把握、食品ロス削減推進計画の策定 本市の可燃ごみ中の未利用食品や食べ残し等の状況を組成調査するなど、食品ロス発生の実状を把握するとともに、食品ロス削減推進計画を策定します。 【市：◎ 市民：－ 事業者：－】	策定・計画 推進	計画推進
◆食品ロスの削減推進 食材の購入方法見直しについて、情報提供などを通じて家庭や事業活動に伴って発生する食品ロスの発生抑制を図ります。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】	実施	継続実施
(ウ) プラスチックごみの発生・排出抑制		
◆マイバッグ、マイボトル運動の推進 マイバッグ運動、マイボトル運動を推進し、不要なレジ袋やプラスチックカップ、ペットボトルなどのプラスチックごみの発生・排出を抑制します。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】	実施	継続実施
◆プラスチック類の発生・排出抑制の推進 詰め替え用品の活用推進、過剰包装、個包装製品の購入やイベント等における使い捨てプラスチック製容器の使用抑制を通じて、プラスチックごみの発生・排出を抑制します。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】	実施	継続実施
(エ) 紙類の発生・排出抑制		
◆発生抑制の推進 使い捨て紙製容器の使用抑制や過剰包装の拒否、ペーパーレス化等による紙類の発生・排出を抑制します。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】	継続実施	継続実施
◆再利用の推進 印刷物の両面使用による紙類の再利用を推進します。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】	継続実施	継続実施
(オ) 事業系ごみの発生・排出抑制		
◆事業者向けごみ分別の手引きによる啓発の推進 事業者向けのごみ分別の手引きを作成し、ごみ分別の徹底、ごみ減量化の啓発・指導を行います。 【市：◎ 市民：－ 事業者：○】	継続実施	継続実施

◎：主体的に取り組む ○：取組に協力、参加する －：取組に該当しない

施 策	実施年度	
	R2~6	R7~11
◆特別集積地制度のあり方の検討 事業所及びアパートから排出されるごみを市が収集する特別集積地制度について、対象者の範囲設定、多量排出事業者の扱い等、今後の制度のあり方の検討を行います。 【市：◎ 市民：－ 事業者：◎】	継続実施 →	継続実施 →
◆多量排出事業者による減量計画作成の推進 多量のごみを排出する事業所に対しては、減量化・再資源化計画の策定、ごみ減量化・再資源化に対する従業員の意識啓発に取り組むことを求めます。 【市：○ 市民：－ 事業者：◎】	(検討準備)	実施 →
(力) その他		
◆手数料見直しの検討 家庭系ごみ、事業系一般ごみについて、発生抑制・リサイクルや自己処理、減量化等を推進するため、適切な処理手数料について検討します。 【市：◎ 市民：－ 事業者：－】	継続実施 →	継続実施 →
◆より環境負荷が少ない市指定ごみ袋の導入 市指定ごみ袋の素材技術の向上を図り、従来の強度を保ちつつ軽量化および環境負荷の軽減に取り組みます。 【市：◎ 市民：－ 事業者：－】	継続実施 →	継続実施 →
③資源化の推進		
(ア) 地域との協働による資源化の推進		
◆集団回収の推進 集団回収の目的などについて市民の理解を深めるとともに、実施団体に対する助成、新たな集団回収品目について模索・検討することで、集団回収の活性化を図ります。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：－】	継続実施 →	継続実施 →
(イ) 民間事業者との協働による資源化の推進		
◆小売店での資源回収の支援の実施 民間事業者による古紙類やペットボトル、トレイ等資源の店頭回収について、協力店舗に関する情報発信を行うとともに、民間事業者による資源回収の現状把握に努めます。 【市：◎ 市民：－ 事業者：－】	実施 →	継続実施 →

◎：主体的に取り組む ○：取組に協力、参加する －：取組に該当しない

施 策	実施年度	
	R2~6	R7~11
◆販売店引取の活用の推進 家電 4 品目やパソコンをはじめ販売店で引き取り可能な廃棄物について、極力販売店で引き取ってもらうなど、適正なルートでの処理・再生を推進します。 【市：◎ 市民：－ 事業者：◎】	継続実施	継続実施
(ウ) 資源特性を踏まえた資源化の推進		
◆食品廃棄物の再資源化の推進 「食品リサイクル法」に基づき、事業者による生ごみの資源化・減量化について啓発や支援を行います。 【市：○ 市民：－ 事業者：◎】	継続実施	継続実施
◆有害ごみの再資源化の推進 有害ごみ（乾電池、電球、蛍光灯）の収集及び再資源化を行います。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】	継続実施	継続実施
◆小型家電の回収の推進 使用済小型家電について、市内に設置した回収ボックスで回収し、再資源化を行います。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】	継続実施	継続実施

◎：主体的に取り組む ○：取組に協力、参加する －：取組に該当しない

コラム 雑がみ回収にご協力ください

本市では、家庭ごみに多く含まれている紙類を減らすため、希望者の方への雑がみ回収バックの配布や雑がみ専用回収ボックスを市役所本庁舎や各支所に設置して回収し、リサイクルを行っています。みなさんも雑がみの分別にご協力ください。



雑がみボックス



3.4.3. 適正処理体制構築計画

施 策	実施年度	
	R 2~6	R 7~11
④適正な収集・運搬		
(ア) 適正な分別の推進		
◆分別区分の見直しの推進 現在の旧町別のごみ分別区分について、地域の実情を鑑みながら、より公平かつ効率的に資源化に繋がられるよう見直しの検討を行います。 【市：◎ 市民：－ 事業者：－】	実施	継続実施
(イ) 適正な排出の推進		
◆排出ルール徹底の推進 ごみ出しカレンダーの配布や広報誌・ホームページへの掲載や地域での説明会の開催、外国籍の市民を含め分かりやすい排出ルールについて情報発信などを行い、市民や事業者による排出ルールの遵守徹底を図ります。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】	継続実施	継続実施
◆事業者における廃棄物の適正な処理の推進 事業者に対して、市の許可業者への委託処理、市の事業収集の活用、処理施設への直接搬入による適正処理を求めます。 【市：○ 市民：－ 事業者：◎】	継続実施	継続実施
◆ごみの排出困難者（高齢者・障がい者）への対応検討の実施 今後より一層進んでいく超高齢社会では、ごみ排出困難者がさらに増加すると考えられるため、高齢者・障がい者などごみの排出困難者に対して、地域での支えあいを含めた制度づくりを行います。 【市：◎ 市民：○ 事業者：－】	(検討準備)	実施
◆農業用廃ビニール等の回収 肥料等のビニール袋など、農業を通じて排出される各種廃棄物の処理について、関係機関と連携対応します。 【市：○ 市民：－ 事業者：◎】	継続実施	継続実施
(ウ) ごみ収集施設の適正配置・見直しの実施		
◆拠点回収方式の見直しの推進 拠点回収方式について、高齢化などの地域の実情を踏まえた回収実施場所の見直し等を行います。 【市：◎ 市民：－ 事業者：－】	実施	継続実施

◎：主体的に取り組む ○：取組に協力、参加する －：取組に該当しない

施 策	実施年度	
	R 2~6	R 7~11
(工) 地域との協働による適正処理の推進		
◆ごみステーション設置補助の実施 ごみステーション設置費の一部について地域に補助を行い、周辺環境に配慮した適切なステーションの普及を図ります。 【市：◎ 市民：－ 事業者：－】	継続実施	継続実施
◆地域美化協力金による地域の環境保全の推進 地域美化協力金による支援を通じて、地域におけるごみステーションの維持管理や除草・清掃を支援し、地域美化に取り組みます。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：－】	継続実施	継続実施
(オ) その他		
◆イベントのエコ化の推進 市内で開催されるイベントにおいて、ごみの排出削減、分別の徹底などの協力を呼びかけます。 【市：◎ 市民：○ 事業者：○】	(検討準備)	実施
◆市民参加型イベントの開催の推進 資源に対する理解を深める市民参加型のイベント（フリーマーケット等）について、情報提供や情報発信などの協力を行います。 【市：◎ 市民：○ 事業者：○】	(検討準備)	実施
◆観光客ごみの削減の推進 北陸新幹線開業によって今後の観光客の増加によって飲食店・宿泊施設などで観光客が排出するごみの発生量増加が見込まれることから、事業者との協力のもと観光客へのごみ出しマナーの向上や排出抑制を呼びかけます。 【市：◎ 市民：－ 事業者：○】	(検討準備)	実施
⑤不適正処理・不法投棄対策		
(ア) 不適正処理対策		
◆不適正処理対策の推進 不法投棄や大量の廃棄物を長期間溜め込む不適正保管、構造基準を満たしていない焼却炉で廃棄物を焼却等する「不法焼却」などの不適正処理を防止するため、事業者等の啓発や指導を行います。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：◎】	継続実施	継続実施

◎：主体的に取り組む ○：取組に協力、参加する －：取組に該当しない

施 策	実施年度	
	R 2~6	R 7~11
(イ) 不法投棄対策		
◆不法投棄防止対策の推進 不法投棄を防止するため、関係機関と連携し、監視体制を強化します。さらに、不法投棄が判明した場合は、警察への通報、指導・勧告・改善命令等の厳格な対応を行います。 【市：◎ 市民：－ 事業者：－】	継続実施	継続実施
◆ポイ捨てごみ対策の推進 ポイ捨てされたごみは、地域の景観を損なうだけでなく、側溝などを通じて河川に流入し、海に流出することで海洋汚染にもつながります。このため、ポイ捨てしないように意識啓発を行うとともに、市民や事業者の参画による地域や河川の清掃活動を行います。 【市：◎ 市民：◎ 事業者：○】	継続実施	継続実施

◎：主体的に取り組む ○：取組に協力、参加する －：取組に該当しない

3.4.4. 危機管理・計画進行管理計画

施 策	実施年度	
	R 2~6	R 7~11
⑥危機管理		
(ア) 災害廃棄物対策		
◆災害廃棄物処理基本計画の策定 地震、浸水被害等の自然災害が発生した際、災害廃棄物の処理を速やかに進めるため、災害発生時の対応や災害廃棄物の仮置き場の設定等を行う災害廃棄物処理基本計画を策定します。 【市：◎ 市民：－ 事業者：－】	計画策定・推進	継続実施
⑦進行管理		
(ア) PDCA サイクルの実施		
本計画の進捗を定期的に把握するとともに、計画的な進捗が図れているかを評価するため、PDCAサイクルに基づいて計画の進捗を図ります。 【市：◎ 市民：－ 事業者：－】	実施	継続実施

◎：主体的に取り組む ○：取組に協力、参加する －：取組に該当しない

福井県内においては、令和 5 年の北陸新幹線の敦賀開業に伴う、観光客の増加が期待されており、本市の坂井市観光ビジョン戦略基本計画（平成 31 年 3 月策定）においても、観光客数を平成 29 年の 514.6 万人から令和 5 年に 600.0 万人へ増加させることが目標に掲げられています。

観光客の増加に伴い、飲食店・宿泊施設などで観光客が排出するごみの発生量も増加することが見込まれ、他地域の事例を参考として、仮に観光客 1 人が 1 日に排出するごみの量を 500 g^{*}と想定すると、観光客が 600.0 万人に増加することで、ごみが 427 t 増加することになります。これは、平成 30 年度に市内で排出された一般廃棄物（29.4 千 t）の 1.45%にあたります。

これらの、観光客の増加に伴うごみ対策として、飲食店や宿泊施設などへのごみ排出抑制や、観光客に対してはごみの持ち帰りなど、ごみ出しマナーの向上などの呼びかけを行っていく必要があります。

※観光客の 1 人 1 日当たりのごみ排出量について

神奈川県箱根町一般廃棄物処理基本計画では、観光客 1 人当たりが 1 日に排出するごみの量を 713 g としています。古くからの温泉地である箱根町と本市を比べると、本市は観光客に占める宿泊客の割合が低いと考えられ、滞在時間の短さなどから観光客 1 人当たりのごみ排出量が箱根町より少ないと予想されるため、ここでは 500 g・人/日と想定しています。



第4章 計画の推進に向けて

4.1. 計画の周知

本計画で検討した事項の普及を図るためには、市民、事業者の理解と協力が必要となります。このため、本計画で検討した内容及び毎年度における計画の進捗状況については、以下の取組を通じて市民や事業者に広く周知を図っていきます。

- 本計画概要版等を活用した住民への周知説明
- 市広報やホームページを通じた減量化の取組などについての情報発信

4.2. 計画の進行管理

本計画の内容を着実に推進していくため、以下に示すとおり、推進体制の整備を図るとともに、進行管理を行います。

4.2.1. 推進体制の整備

本計画が坂井市環境基本計画の一般廃棄物処理・資源循環にかかわる部分の実行計画であることを明確に位置付け、市民・事業者・市の3者による協働の取組を進めます。また、市民による取組を強化するため、各種関係団体との連携による普及を推進します。

4.2.2. 進行管理

進行管理は、各施策の取組状況や本計画で定められている各目標値について、PDCAサイクルに基づいて毎年把握、評価していきます。計画の進捗状況を管理していくとともに、市民や事業者に対して広報誌などを通じて公表していきます。

- ・施策の取組状況、数値目標の進捗状況について、定期的に評価を行います。
- ・計画改定時には、計画期間全般の施策の取組状況、数値目標の達成状況について、廃棄物減量等推進審議会に報告します。
- ・実施状況と成果について、広報誌等を通じて公表していきます。

1. 計画策定経過・体制

■ 計画策定経過

開催日	会議等	検討内容等
令和元年 9 月 10 日 ～9 月 26 日	市民アンケート	ごみの排出状況についてのアンケート
令和元年 9 月	民間回収施設調査	資源ごみ民間回収施設における回収量 についての調査
令和元年 9 月 13 日	第 1 回 審議会	計画の基本的事項について、坂井市の ごみ処理の現状について
令和元年 10 月 31 日	第 2 回 審議会	市民アンケート結果について、坂井市 のごみ処理の現状と課題、ごみ排出量 の将来予測と目標値について
令和元年 12 月 23 日	第 3 回 審議会	計画素案について
令和 2 年 1 月 27 日 ～2 月 10 日	パブリックコメント	計画素案に対するパブリックコメント の実施
令和 2 年 2 月 25 日	第 4 回 審議会	パブリックコメントの報告及び計画の 最終確認
令和 2 年 3 月 19 日	答 申	市長への答申

■ 計画策定体制

坂井市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

任期：令和元年9月13日から令和2年3月31日まで

役 職	氏 名	分 野	所 属	備 考
会 長	服 部 勇	学識経験者	福井大学名誉教授	
副会長	北村 友美子	市民代表	えろもののふけを守る会	
委 員	阪 本 周 一	環境基本計画推進 母体代表	エコネイチャー・さかい	
〃	廣 井 富美子	市民代表	さかい環境を考える会	
〃	黒川 りつ子	市民代表	さかいソフィアの会	
〃	水上 聡子	市民代表	環境シティズンシップ教育の会	
〃	赤土 美代子	市民代表	坂井市女性の会	
〃	新宅 藤志美	市民代表	坂井市女性の会	
〃	石川 基重	観光関係者	一般社団法人 坂井市観光連盟	
〃	石川 敬祐	排出事業者	坂井町企業会	
〃	小濱 孝	排出事業者	テクノポート福井企業協議会	
〃	小坂 絹代	排出事業者	(株)平和堂アル・プラザ アミ	
〃	盛政 隆治	排出事業者	坂井市商工会	
〃	清兼 正義	教育関係者	坂井市校長会	
〃	福田 富夫	福祉関係者	坂井市老人クラブ連合会	

2. 用 語 集

【ア行】

一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また「ごみ」は、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。
-------	--

【カ行】

環境基本法	環境の保全について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めた法律。地球環境保全を含めて、わが国の環境政策の基本的方向を示す基本法である。
経済的インセンティブ	関係者に対して金銭上の便益を直接または間接に提供することで、関係者の行動を変化させようというもの。

【サ行】

災害廃棄物	自然災害が起因して直接発生した廃棄物のうち、生活環境を保全する上での支障に対処するため、市区町村等がその処理を実施するものこと。
最終処分場	最終的に廃棄物を埋立処分する場所。最終処分場は安定型、管理型、遮断型の3種類に大別でき、安定型では廃プラスチックやゴムくず、金属くずなど環境に影響を与えるような物質を生成しないものが埋め立てられる。管理型は環境を汚染する（河川を汚染したりする）可能性がある廃棄物が埋め立てられ、遮水シートや水処理施設などによって管理されている。遮断型は有害な廃棄物の処理のために、河川や地下水と遮断された処分場のこと。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要がある。
自然動態	一定期間における出生、死亡、婚姻、離婚に伴う人口の動き。
社会動態	一定期間における転入・転出（人口移動）に伴う人口の動き。
食品ロス	売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されること。食品の廃棄や損失の原因は多様で、生産、加工、小売、消費の各段階で発生する。

循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会にかわるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
循環型社会形成推進基本法	環境基本法の理念に基づき、循環型社会をつくるための基本原則を定めた法律。リデュース（廃棄物の発生抑制）→リユース（再使用）→リサイクル（再生利用）→熱回収→適正処分という処理の優先順位を明確にし、廃棄物等のうち有用なものを循環資源とした。製品の生産者は製品の再利用や処理についても責任を負うという拡大生産者責任の原則が規定された。
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。平成17年に成立した食育基本法において、食育は、生きるための基本的な知識であり、知識の教育、道徳教育、体育教育の基礎となるべきもの、と位置づけられている。単なる料理教育ではなく、食に対する心構えや栄養学、伝統的な食文化、食ができるまでの第一次産業についての総合的な教育のことである。
3R（スリー・アール）	リデュース（reduce 廃棄物の発生抑制）、リユース（reuse 再使用）、リサイクル（recycle 再生利用、再資源化）の頭文字をとった言葉。環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会を形成するための重要な標語であり、考え方である。資源の有効利用、環境保全の施策の基本となっている。

【タ行】

ダイオキシン類	ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルという3種類物質群の総称で、ベンゼン環に塩素が結合した構造をしています。環境中に広く存在しており、その量は非常に微量ですが、微量でも強い毒性を持つと考えられています。ダイオキシン類は、主に物が燃焼するときに生成し、環境中に拡散します。
中間処理	収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立て後も環境に影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。
直接資源化	資源化等を行う施設を経ずに直接再生業者等に搬入すること。
低炭素社会	地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスを極力排出しない経済社会像。石油などの化石燃料に過度に頼らずに自然エネルギーを活用するとともに、大量生産・大量消費社会から循環型社会へ脱却すること。

【ハ行】

バイオマス	動植物から生まれた再生可能な有機性資源。代表的なものに家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがらがある。日本政府が定めた「バイオマス・ニッポン総合戦略」では、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」と定義されている。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。廃棄物処理法、廃掃法と略される。
漂流・漂着ごみ	海洋を漂流しているごみ及び海岸に漂着したごみの総称。「海ゴミ」とも呼ばれる。構成は多岐にわたっているが、主に漁業活動から発生するごみ（魚網や発泡スチロール製のウキなど）や、側溝や河川などを経由して海に流れ出た生活系のごみ（主にペットボトルなどの一次的な製品、または使い捨てを前提とした包装や容器類）などから成っている。
分別収集	廃棄物の中間処理（焼却処理やリサイクルなど）や最終処分を容易にするために、その材質ごとに廃棄物を分類し、それを収集すること。
ぼかし	米ぬか、オカラを主成分とし、これらの有機物を有効微生物群で発酵させ乾燥させた生ごみ発酵促進材。家庭から出る生ごみを、作物に効率よく利用できる良質な堆肥に変える。

【マ行】

マイクロプラスチック	海洋などの環境中に拡散した微小なプラスチック粒子のこと。海洋を漂流するプラスチックごみが紫外線や波浪によって微小な断片になったものや、合成繊維の衣料の洗濯排水に含まれる脱落した繊維、また研磨材として使用されるマイクロビーズなどが含まれる。
マイバッグ	地球環境の保全と資源保護を目的に、買い物時のマイバッグ（自前の袋）の持参によってレジ袋を削減し、環境に配慮する取組。

【ワ行】

ワンウェイ	使い捨てのことで、使い捨て容器をワンウェイ容器という。1回使用されたあと、ごみまたは資源として回収される容器をリターナブル容器という。（ワンウェイ容器の逆）
-------	--

第二次坂井市一般廃棄物処理基本計画

発 行 日：令和 2 年 3 月

発 行：坂井市

編 集：産業環境部 環境推進課

〒919-0592

坂井市坂井町下新庄 1 - 1

電 話 番 号：0776-50-3032

F A X 番 号：0776-68-0440

